

厚岸町議会 平成21年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成21年3月12日

午前10時21分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成21年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第2号 平成21年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書1ページ、第1条歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

29ページをお開き願います。

事項別明細書です。31ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款項目により進めてまいります。

10番。

- 谷口委員 資料のお願いをしたいと思うんですね。

- 委員長（音喜多委員） 資料の要求ということですか。

- 谷口委員 はい。味覚ターミナルの関係で、今回、新年度予算で委託料の増額が計上されておりますので、その審議まででよろしいですから、今までの委託料の推移は、さきにいただいた資料で大体わかるんですけども、この委託料の根拠を示す計算式といえますか、占用部分、あるいは共用部分、それから町の施設としての部分というふうに、たしか分けた計算がされて、それによって委託料が決まっているのではないかというふうに思うんですけども、これについての当初と途中で変わってきていると思うんですね、この計算式が。それがどういうふうに変わってきたのか。

それから、今回提案されている委託料は、どういう根拠での計算に基づいて2,400万円ぐらいですか、これが計算されているのか、具体的な資料をお願いしたいというふうに思います。たしか2回か3回変わっていると思うんですね、委託料について。

それともう一つ、これとは関係ありませんけど、この予算資料の11ページに、負担金補助及び交付金、これは以前はきちんと補助の団体等に、ほかは別としても、金額が入っていたのが、今回は入っていないんですけども、これ、いつから入らなくなったのかちょっとわからないんですけど。

それともう一つお願いしたいのは、特に私がお願いをしたいと思っているのは、政策的補助金、各種団体補助金という欄がございます。504万円減額となっているわけですが、これは、それぞれの団体等に対する運営費等の補助になっていると思うんです。それで、町単独の補助もあるでしょうし、北海道の政策的な補助金に、それを上積みし、町が補助をするというのがあると思うんですけども、減額されたものはどういうものがあるのか、そういうものをわかりやすい資料として提出をしていただきたいというふ

うに思います。

それと、例えば、まるっきり今年度ついていない、去年度までついていても、本年度ついていないものがあれば、それはそれとして示した内容で資料を出していただければというふうに思います。

以上です。

- 委員長（音喜多委員） 確認します。1点目の味覚ターミナルについては、これ、まちづくりでいいですか。内容はわかりましたね。
- まちづくり推進課長（田辺課長） 委託料の算定式ですけども、当初というのは、平成6年から現在に到るまでの全部ですね。わかりました。
- 委員長（音喜多委員） いいですか。
- 谷口委員 はい。
- 委員長（音喜多委員） 2点目は財政のほうだと思いますが、内容的にわかりましたか。
- 税財政課長（佐藤課長） 11ページの金額が入ってないっていうやつは、すべて金額を入れてということでしょうか。
- 谷口委員 後で資料をまたつくっていいのはありません。
- 税財政課長（佐藤課長） それから、政策的補助金、それから各種団体っていうことで、わかりやすい資料ということですから……。
- 谷口委員 だから、単独だったら単独でいいわけ。
- 税財政課長（佐藤課長） 単独っていうのは、町独自の政策費の部分の、それから、財団法人とか社団法人とかに、決まって納めなきゃならないものとかという……。
- 谷口委員 だから、上部団体のはいいんだよ。
- 税財政課長（佐藤課長） 上部はいいってこと……。
- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

2番。

●堀委員 私のほうからも資料の要求をお願いしたいと思います。さきに可決されました議案第12号、この予算審議の中において議論のありました、私も6款1項3目の食文化振興費の中の厚岸味覚ターミナル・コンキリエ、この委託費の審議がされるまでにですね、さきの議案第12号説明資料で示されました収支決算推移、並びに、2枚目の損益計算書ですか、これをですね、部門別のものをですね、要求したいと思うんですけども。

●委員長（音喜多委員） ちょっと担当課長いなかったな。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 部門別の収支の状況がわかるということですね。何年度の、19年度のでよろしいでしょうか。

●堀委員 損益計算書は、19年度と、あと、今これ、20年度の見込みが示されてるんで、それを出していただきたい。あと、こちらのその推移のほうも出していただきたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

1款町税、1項町民税、1目個人。

2目法人。

2項1目固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金。

3項1目軽自動車税。

9番。

●菊池委員 軽自動車税についてお伺いします。台数の確認ですが、3,966台、これ、増減傾向はどういう状態になってますか、過去3年ぐらいで。それから、乗用とトラックの台数。それから、0.97%の数字の決められ方について教えてください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時39分休憩

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 大変貴重な時間をとりました失礼いたしました。毎年、決算でも報告させていただいておりますが、平成18年度の軽自動車税について、まず、原動機付自転車184台、内訳、50cc 154台、90cc 21台、125cc 9台で、184台でございます。それから、軽の2輪自動車70台、2輪の小型自動車77台、軽の貨物自動車、これは自家用車、営業用ですね、1,258台、内訳は、自家用車1,246台、営業用12台。それから、軽自動車の乗用ですね、1,473台。それから、小型特殊自動車、農耕用、一般用、農耕用460台、一般用176台。計3,698台。課税額、総額で言います、1,786万4,400円となっております。

次に、平成19年度でございます。原動機付自転車190台、50cc 161台、90cc 20台、125cc 9台。軽2輪自動車66台、2輪小型自動車72台、軽貨物自動車、自家用車、営業用車、1,232台、自家用が1,222台、営業用12台。軽乗用自動車1,591台。小型特殊自動車、農耕用453台、一般用192台。計3,796台。課税額1,865万200円。

平成20年度でございます。20年につきましては、11月現在の登録台数で申し上げます。原動機付自転車179台、50cc 147台、90cc 21台、125cc 11台。それから、軽の2輪自動車56台、2輪の小型自動車74台。軽四の自家用、営業用、1,241台。軽四の乗用車1,730台。それから、小型特殊自動車で、農耕用454台、一般用219台。それから、ここに兼用とございます、これが13台。それから、新たに最近出てきてる軽自動車で、ミニカーというのが4台。計3,970台。それで、20年11月現在の推計で1,991万2,000円の調定見込みを見ているところでございます。

調定額1,991万2,000円に収納率を97%掛けまして、1,931万4,000円となっているところでございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

- 菊池委員 自動車関係諸税を見ますと、税金がかかるのは取得の場合と走行の場合、購入した場合と、それから走ってるときの段階ごとに9種類あるそうでございまして、取得の段階では消費税と取得税、保有の段階では自動車税と軽自動車税と重量税、それから、走行の場合、揮発油税、道路税、地方道路税、軽油引取税、石油諸税、ガスですね、こういうふうになってるそうでございまして、これが都道府県、それから市町村、分けて取られるようになっていますが、軽自動車税だけが市町村税になるわけでございまして、これが我が町の軽自動車税の状態であるわけですが、一応様子がわかりました。4,000台ほどで収納率が97%ということですね。それでいいですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。次に進みます。

4項1目たばこ税。

5項1目特別土地保有税。

6項1目都市計画税。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税。

10番。

●谷口委員 この地方譲与税と、大変申しわけないんですけど、8款の自動車取得税交付金、これについてもちょっと関連ありますんでお伺いしたいんですけども、お許しをいただけないでしょうか。

●委員長（音喜多委員） はい。

●谷口委員 結果的には、道路特定財源の関係が、この地方譲与税、それから取得税交付金に予算としてあらわれてきているのではないのかなというふうに考えますけれども、今回、その地方揮発油税が新たに起こされておりまして、それから、今まで配分の割合も、今回の道路特定財源の一般化によって変わってきていると思うんですが、この改正によつての厚岸町への影響というのはどういうふうになってくるのか。

それから、今回、この予算化されている財源の用途はどういうふうになっていくのか、それについてもちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

まず、地方揮発油税の関係でございます。委員ご承知のとおり、今回、法改正が国会に出されておりまして、可決された段階で、このような状況になるかと存じます。基本的には税率は変わってはいません。

抜粋を申し上げます。地方揮発油税の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法案について、これは参院の第169回の国会で通っております。その中の第8条、地方道路譲与税法（昭和30年法律第113号）の一部を次のように改めるということで、題名を地方揮発油譲与税法（本則第8条を除く）中、地方道路譲与税法を地方揮発油税に改める。第1条中、地方道路税法を地方揮発油税に改める。第4条第1項中の表中、地方道路税を地方揮発油税に改める。

結論として、この第8条によりまして、地方道路譲与税という名前が地方揮発油譲与税ということの名前に改められると、法案が通った段階で改められるということであり

ます。

そして、使途でございます。使途につきましては、条件をつけ、または制限をしてはならない。これは第8条の地方揮発油譲与税の使途でございます。

影響額でございます。影響額につきましては、地方財政計画上示されております率でございますが、まず、揮発油譲与税は6.2%の減、それから、自動車重量譲与税につきましては8.4%の減ということで、地方財政計画上、地方に譲与するという計画になってございまして、厚岸の予算におきましては、その率を乗じまして、一定程度の計上率をもって予算に計上しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 結果的に、そうすると、今回、この道路財源が一般化するというところで、厚岸町に来る額の、今回はある意味、大幅だと思うんですね、地方譲与税については1,769万円の減になるということですから、こうやって見ると、かなりの額の減になるということで、これを一般財源化することによっての影響と、厚岸町の公共事業等に与える影響は、今回のこの改正によってどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、今回、地方財政計画によりまして一定の譲与額について減額されているところにつきましては、推測の域を脱しませんが、いわゆる燃油関係の消費の落ち込み等による推計によるところという、課長内簡等にはそのような言い回しで記載されているところでございます。したがって、現在予算に計上している額につきましては、このとおりの額で交付された場合には、昨年当初よりも落ちるといえるところではございまして、少なからず減額の影響額があるといえるかと思えます。

それから、公共事業へどのような波及効果ということでございます。委員ご承知のとおり、今回一般財源化に伴いまして、従来、地方道路整備臨時交付金というものが廃止されまして、地方基盤創造交付金という名前に改組されまして交付されているところでございます。これらにつきましても、道路に限定するのではなく、道路以外の、いわゆる地域活力基盤創造交付金という名前に合致するように、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用するというところでございますので、道路に限ったものではなく、地方のインフラ整備にこの交付金を充当して各種事業を行えるということになるかと思えます。

ちなみに、今回の予算計上につきましては、昨年同様、床潭道路に、改称されました地域活力基盤創造交付金ということで計上しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 あと、8款も私お願いしましたので、この際お伺いをしたいんですが、今年

度から3カ年に限っての時限つき措置としての、エコカーとよく言われていますけど、環境への負荷の少ない自動車の取得に係って、税率を軽減するという措置が講じられているんですけども、この辺については、厚岸町の今回の予算に見込んだものっていうのはあるんでしょうか。もしあるとすれば、どのくらいなのか、ちょっとお知らせください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

平成21年度税制改正要綱、これは平成21年1月23日に閣議決定されてございます、この中で、いわゆる、委員ご指摘のエコカーについての税制改正等が盛り込まれているところでございますが、これは国税としての課税でございまして、地方公共団体が課税する地方税ではないところでございます。したがって、この国税の自動車課税ということで、21年4月1日から24年4月30日までの間に受ける新規継続検査等の際に納付すべき自動車重量譲与税、重量税についてのそういう軽減措置等の税制改正が閣議決定されているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この交付金の影響額はここには見込んでいないということですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

いわゆる国税として、この税制改正によって、21年から3年間、25年までの間に施行されるとした場合、当然、国税が落ち込むことになると思います。その際、地方に交付される自動車取得税交付金等についての影響額があるかと思います。それで、今回の新年度予算で、自動車取得税交付金につきまして、地方財政計画によりまして62.9%の減ということで国から示されてございます。当然この中には、この今回の平成21年度の税制改正による減税部分、自動車諸税の減税分が含まれているところでございまして、その額といたしまして、1,290万円のいわゆる自動車取得税交付金の減額をもって今回は計上させていただいております。ただし、目で、旧法による交付金というのがございまして、この旧法というのは、改正前の自動車の取得についての部分が136万9,000円計上されてございます。差し引き計上額として、自動車取得税交付金は1,855万円の計上となっているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。
進みます。

2項1目自動車重量譲与税。

- 3 項 1 目地方道路譲与税。ございませんか。
- 3 款利子割交付金、1 項 1 目利子割交付金。
- 4 款配当割交付金、1 項 1 目配当割交付金。ございませんか。
- 5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金。ございませんか。
- 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金。
- 7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金。ございませんか。
- 8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金。
- 2 目旧法による自動車取得税交付金。
- 9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村交付金。
- 10 番。

●谷口委員 これは矢臼別演習場の関係の、言ってみれば固定資産税みたいなものと考えればいいんですよね。これは、どうして今回減額になったんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

これは、地方財政計画上におきましては、国有提供施設等所在市町村交付金につきましては、地財計画上、1.1、いわゆる100%の計上でございます。しかしながら、原資であります予算が今回、国の予算の中で減少しているところでございます。昨年当初比で減額になっておりますが、平成20年度の交付額は1,460万5,000円でございます。先ほど私言いかけたことの国の予算につきましては、防衛省の概算要求段階で、いわゆる麻生内閣になる以前の財務省の概算要求段階で示された要望の率、これが低かったということでございます。平成20年度の交付額が1,460万5,000円ということで、今回は、21年度につきましては、同額の計上となる見込みでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これはもう何回も、この厚岸の議会で議論されてきている問題ですよ、普通、民間であれば税金をかけなきゃなんないけれども、たまたま自衛隊の基地、演習場であるということでこういう対応をしてきているんだということなんですよ。それで、全体的に予算が縮小されている部分もあるんですけども、ただ、矢臼別演習場の特殊性っていいですかね、他の演習場で、例えば海兵隊等の演習がなくても、矢臼別は連続してその演習を受け入れて、もう10回か11回やってると思うんですけども、そういう地域住民に一定の負担を強いながらも基地の運用が行われているということを考えれば、逆に、こちらは貢献している立場にあるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。そういうときには、やはりその所在市町村自治体が、これに対してはやっぱり、こんな減額なんていうのはとんでもない話だというようなことで、逆に増額を要請するぐらいのことがあってしかるべきではないのかなというふうに思うんですけども、これは結果的には、国のほうでこれだけで我慢せいということを受け入れをしているだけの話で

しょう。きちんとした計算式があって、それに基づいて出してくるのではなくて。そのあたりはどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げたいと思います。

確かに矢臼別演習場で訓練をされているということで、一定程度の財源もあるようでございますけれども、厚岸町の面積、矢臼別演習場の面積ですけれども、これはヘクタールで言いますと1万6,806ha、厚岸町は7,275ha、構成比で43.9%。ただし、施設はございません、いわゆる着弾地のみでございます。この評価額を、仮評価額でございますが、町のほうで一定程度しております。円単位で申し上げます。1億7,598万7,000円でございます。これに単純に、いわゆる税率1.4%、固定資産税額を掛けますと、246万3,800円という税額になります。このことにつきましては、防衛省、旧防衛庁のほうから、毎年、評価額について何らかの方法で評価を上げる方法がないかというようなお話が内々に担当者のほうに参ります。しかしながら、現地を見た段階では、原野等と判断せざるを得ません。百歩譲って農地であるといった場合には、評価額が当然上がりまして、この、いわゆる自衛隊基地交付金の交付額が上がる要素となるかもしれませんが、そこまで、現地へ行って、原野であるのに農地であるというようなことを防衛省のほうに報告することではございませんので、私どもとしては、適切にこのように防衛省のほうに対して毎年同様の報告をしているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この間、イスラエルがパレスチナのガザ地区に攻撃をしたというときに、白リン弾の使用があったんじゃないかということで、それらしき映像もテレビにたびたび映し出されていたんですけれども、そういうものの、同程度、同規模、あるいはそれ以上かもしれませんけれども、そういう訓練があの矢臼別演習場で行われているんですよ。それで、白リン弾等の使用も認められていると。それから、当時訓練をしたときの海兵隊の責任者も認めているわけですよ。それで、何も無いところだと。襟裳岬の歌ではありませんけど、矢臼別演習場の厚岸町側には、施設、建物はないかもしれないけれども、いわゆる弾着地と言われている着弾施設があそこにはあるわけですよ。そういうことを含めて、あそこは、着弾するところは、ちょうど別寒辺牛川の支流のフッポウシ川や西フッポウシ川に囲まれた丘陵地帯で着弾をするように、あの演習場はつくられているんですよ。そういうことがあるものですから、この別寒辺牛川の砂防だとかそういうものを何とかしなければならんっていうのが一つの考え方あって、今まで砂防ダムの問題もいろいろ出てきて、今も厚岸町の予算にもきちんとそれが予算計上され執行されてきているわけですよ。そうすると、施設やそういうものはないかもしれないけれども、ある意味、何がその中に含まれているのかがわからないものが、あの山の中でばらまかれているということなんですよ。そして、それが雨水等になってどう流れていくのかという検証というのは、実際できないんですよ。そういう状況にありなが

ら、原野でしかないとかいうのではなくて、逆に、もし何かあったときに被害をこうむるのが地域の住民であり漁業者等に影響がないということにはならないと思うんですよ。一般的な土砂以上に危険なものが、もし散布されたりしたらとんでもないことになるということなんです。訓練っていうのはそういうもんだと思うんですよ。ですから、私たちにとって大変命にもかかわる問題でもありますしね、そういうものを十分調査しながら、こういう負担金等については、きちんとかちらも対応していかなければだめではないのかなっていうふうに私は思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えいたします。

ただいま委員申されました白リン弾関係でございますけれども、昨年の11月の米海兵隊の訓練において使用されたということが言明されております。そのことにつきまして、矢臼別と基地周辺の演習場周辺自治体で構成しております関係機関連絡会議、ここを通じまして北海道防衛局に情報の提供を求めています。その回答によりますと、今ご懸念がございました危険性については、ないというような回答を得ているところでございます。なお、引き続き連絡会を通じまして北海道防衛局と情報のやりとりというのを進めてまいりまして、もし新たな状況の変化等々が出てまいりますれば、それはその段階で連絡会を通じまして、個別に対応していこうというような心づもりでおるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、課長が説明されたように、ただ、その弾は何十kmも先から、何十kmではないな、あんまりそんな何十kmって言ったら怒られますけど、7kmだとか十何kmだとか、そういう距離を飛ばす、そういう能力を持ったのが155ミリ銃弾砲だと思うんですよ。そうすると、今の矢臼別の演習場の東西は二十何kmもあるって言いますけれども、途中に道路等もあるもんですから、現在は十二、三kmから七、八kmの距離で訓練が行われているということですよ。ですから、自衛隊も一時、弾がどこへ飛んでいったかわかんなくなったというような事件も起こしているわけですよ。そうすると、今非常に機械が精度が高いものになっているという状況にあっても、弾が一時的にはどこに行ったかわかんなくなるというようなことが、自衛隊だからそんなもんだということではなくて、海兵隊だって万が一そういうことがないとは言えないし、どういう弾が使われていくのかってということもわかんない。それと、もし、そういう標的にしているところに必ず、百発百中命中するものでもないようにも聞いているんですよ。そうすると、そういう危険な砲弾等の使用に当たっては、やはり私たちはやめてほしいというふうに思うんですけれども、こういう危険なことが行われて、あるいは土壌汚染等が起こるかもしれない物質が含まれた砲弾等の使用が行われているのかもしれない。そうすると、やはり私は、この交付金等については、もっと強く迫っていくことができるんじゃないかというふうに思うんですよ、厚岸町の場合は。非常にやっぱり、今回の訓練等を見ると、非常に

何か意図的なものを感じますよね。アメリカの政策といいますか、今度は重心はイラクからアフガンへ移すというようなことを考えると、格好の演習場なんですよ、寒冷地でもあって、非常に広大で、山岳地帯をきちんと持っているというようなことからすると、この使用頻度っていうのは非常に高くなるおそれもあるし、そういうことに対する対応を、やっぱり私たちはきちんとしていかなければならないというふうに思うんですよ。そういうことで、どういうふうに考えているか、もう一度伺いいたします。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私どもは、自衛隊、それから海兵隊、この訓練に伴う危険性、これらは国の責任できちんとやってもらわなければならない問題であるというふうに考えておりますし、それらのことについては国にきちんと言明を求めてまいっているつもりであります。ここで交付金を増額するというのと、その安全対策に万全を期してもらおうということとは、これはまた別の問題、別の次元で考えるべき問題というふうに考えます。国は国の責任においてやらせていただくというふうに、我々に、平成9年、言ったわけですから、その責任を果たしてもらおうというのが我々の立場であります。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。
進みます。

10款1項1目地方特例交付金。

2項1目特別交付金。

11款1項1目地方交付税。

13番。

●室崎委員 予算編成の通例としましてね、地方交付税などについても、今年はこれだけ来るだろうっていうのは一遍になんか見せませんよね。大体そこから安全な程度のもを当初予算に乗せておいて、あとは状況を見ながら補正でというのが当然だと思うんです。今回は、普通交付税で29億7,233万8,000円ですか、それから、特別交付税で2億円ぐらいですね、というのが計上されているんですが、まず、去年の今のところの確定、補正のときにも出てたかと思うんですが、たしか33億8,000万円ぐらいでしたでしょうか、それから、特別交付税が2,000万円ぐらいですか、それをまずちょっと教えていただいて、今からですね、今年っていうのは、この21年度ですね、幾らになりますなんていうのはそれは言えないんですけども、大体昨年並みぐらい、昨年っていうのは20年度ですね、ぐらいは、まず見ていいのかどうか。いろいろな話を聞いていると、あんまりいい話も聞こえてこないんですけども、その見通しですね、どの程度に見ているのか。

それから、大体この程度来るのであろうというのの例えば9割とか8割とか掛けて出していると思うんですけども、その、いわゆる係数とでもいうんですか、それ教えてください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、平成20年度の普通交付税につきましては、委員、33億円と言いましたが、33億8,110万8,000円で確定してございます。ちなみに、平成19年度対比で3%の伸び率でございます。

それから、平成20年度の特別交付税でございます。今のところ、私どもの腹づもりと申しますか、推計としては3億8,000万円程度を考えてございます。その根拠といたしましては、昨年度、平成19年度の特別交付税が4億8万4,000円、前年度比△2.6ということでございます。したがって、安全圏をねらって、4億円から約5.0%落とした額で3億8,000万円程度は交付されるのではないかとというように20年度については考えてございますが、勝手な考えだと言われればそれまででございますけれども、何とか確保したいと、このように考えているところでございます。

それから、21年度の予算計上についてのご質問でございます。委員ご承知のとおり、地方債の地方財政計画ベースでは2.7%の増ということで、率的にはこのように示されております。しかしながら、町長の町政執行方針等にもございましたように、厚岸独自の増減要素がございます。それらを加味して推計をするところでございます。その際に一番重要になってくるのが、いわゆる国の国税5税、それから特別会計の借入金等々ございまして、ニュースでも盛んに言われているとおり、国債を発行し、1兆円を増額し、というふうに言われておりますが、出口ベースでは1兆円じゃなくて4,800億円しかふえてなくて、率に直すとそのように来るというふうには私どもは鵜呑みにして考えてはございません。推計値でございますけれども、2.7%をそのまま掛けるのではなくて、一定程度の増減をした後に、率として9割方、おおむねの9割方、いわゆる町独自の増減率を加味して算出をし、おおむね普通交付税においては9割方をまず見ます。それで、今、予算書に載っている普通交付税が29億7,200万円となっておりますが、当然差額が出てまいります。その差額というのは、当然、5億7,000万円、本年度、国で基金を取り崩してございます。当然この同額以上は積み戻さなければなりません。したがって、留保額を持っております。その留保額は約4億4,000万円を見ております。したがって、単純に34億1,200万円の普通交付税が来るであろうという担当としての考え方を持って、絶対的な考え方としては、予算割れを起こすようなことは絶対にあってはならないという考え方のもとに、普通交付税については慎重な率をもって算定しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に高度な計算をしなきゃならない部分だろうと思うんです。国の動向や、あるいは、総額がどうなっているという問題と同時に、それが厚岸町にどれだけ配分されるというところでまたいろいろな要素が加味されてくるのがわかりましたので、それで大体34億1,200万円程度のものが見込まれるであろうと、その9割の計上であるということですね。

特別交付税の場合にはまたちょっと違った要素がいろいろ入ってくるんでないかと思うんですが、その細かな要素の話を、専門的な話をいろいろ聞かされても、ほとんど私のほうは理解できないと思いますので、大ざっぱなところで結構ですが、大体どのぐらい、これとも同じようにですね、特別交付税も、この程度は入ってくるであろうと、そういういろんなプラマイ、いろいろな要素を加味してですね、そのうちの何割計上というようなところは、やはり同じような9割計上程度になるんでしょうか、そこのところをもう少し説明してください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

基本的に、特別交付税につきましても普通交付税と同様な考え方で計上してございます。ただし、予算書に計上されているとおり、2億500万円ということで留保してございます。19年度の交付額4億8万4,000円来た場合には、約2億円の余剰が、留保が出るということになります。本年度、20年度につきまして、まだ確定してございません。仮に3億5,000万円、3億8,000万円、3億5,000万円とすると、5,000万円しか留保がないということになります。ただし、考え方につきましては、基本的に普通交付税を一定程度の計算式をもって減額するもの、増えるものを計算し、当町独自のそういうものを計算し、一定程度の留保をするための率を掛けた額として計算いたしますが、特別交付税におきましては、単純に普通交付税と同様、90%ではなく、約半額の計上として不測の事態に備えるということで計上してございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかは。

進みます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金。

10番。

●谷口委員 特別交付金なんですけど、国のほうはこれについて48%の増を見込んでいるんですけども、厚岸町の予算は何で前年同額なんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

交通安全対策特別交付金につきましては、地方財政計画上、105.1、ですから、5.1%の増を見込んでございます。20年度の交付見込額が136万2,000円、これに105.1を掛けまして、計上率を9割として見させていただいています。したがって、128万8,000円の計上となっているところでございます。

何で9割かということでございますが、やはり歳入につきましては少な目に計上するという考え方のもとに計上しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、先ほどの自衛隊の交付金と同じ考えですか。自衛隊のほうはゼロゼロですよ。今回は4.8%ふやしているということで、今回は、こちらは前年同額を見て、交付税適用市町村の調整交付金はゼロゼロだから、逆に危ないので、少し低目に見込んでいるというふうな考え方に立っているということですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まことにずるい考え方もかもしれませんが、交通安全対策特別交付金につきましては、委員ご承知のとおり、いわゆる反則金等が財源になっているところがございます。したがって、それが入らない場合が当然想定されます。ということで、計上率をある程度落として9割ということでございます。

それから、自衛隊基地交付金につきましては、ある意味、同額を計上することによって、減らさないでくださいという意味を込めて同額を計上してありますので、これ以上減ると困りますという、いわゆる防衛省に対する予算計上済みであるという、いわゆるアピールといいますか、そういう意思表示をするために同額を計上させていただいているところがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。

13款分担金及び負担金、2項負担金1目民生費負担金。

2目衛生費負担金。

3目農林水産業費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料。

3目衛生使用料。

4目農林水産業使用料。

9番。

●菊池委員 これ、林業使用料の樹海観察塔の望遠鏡使用料ってあるんですけど、これ、毎年どのぐらいの収入なんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 樹海観察塔望遠鏡の使用料でございますが、19年度の決算におきましては、6,700円の収入でございました。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 これはどうなんでしょうかね、料金を取るっていうのはいかなものかなと思うんですけど、考え方をちょっとお示してください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この施設は、樹海観察塔という施設ができた段階ですね、眺望できる場所で、肉眼でも樹海を観察できるわけですが、より詳細に見ていただくために望遠鏡をつけているわけですが、構造上、設立当時からですね、100円硬貨を入れることによって見ることができるという構造になっているところですが、今直ちにですね、これを構造を変えて無料にするという考えは、現在は持ち合わせてございません。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 考え方はわかりますけれども、ある観光客が来て、厚岸の樹海観察塔は素晴らしいものだと、素晴らしい環境にある、いいところですねということでは言っていました。でも、いろいろ語る中で、ちょっとしたことなんですけども、望遠鏡を見るに当たって、また下までお金を取りに行かねばならないというような感じ、そこまでしなかったけれども、年間通して6,000円、5,000円くらいの財政であるならば、これはそのぐらいの使用料、考える必要があるのではないかと思って判断したんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 観察館のご提言についてのお話であります、本年も6,000円の予算計上をいたしておるわけですが、ご承知のとおり、あの施設も老朽化いたしまして、修繕をしながらも維持をいたしているわけですが、利用者も激減をしている現実もあります。そういう中で、望遠鏡の使用料であります、ご提言もですね、参考にしながら、特にお金を出すという利用者の価値観、それから、大事に利用するという利点もあるわけですので、その点も加味しながら、ただいまのご提言については、どうするか検討させていただきたい、そのように思います。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 あそこに署名簿というか、入館の名簿届があるんですけども、結構全国から来てますよね。やはりああいう施設の場合は普通の観光と違いまして、保養林の関係とか、山を守るための、山水を守るために木を植えてるわけですから、そういう点、十分考えながら、子供たちも来てますし、家族も来てますし、それから団体も入ります、そういう点から判断して、せっかくここまで来たのに、望遠鏡見ようと思ったっけ、料金がかかるんだなという印象で、何とか感覚が下がらないようにですね、町も考

えてあげたほうがいいんじゃないかなと、このように思うわけですから、今、町長もおっしゃったように、いろいろな角度から判断して決めてみたいということでございますが、ひとつそういう点に、サービスの精神も大事ですから、その辺よく考えてお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 観察館につきましては特殊な観察塔でございまして、厚岸全域の景色を見るということではなくて、樹海、名前のとおりなんですね、そういうことで、価値ある塔であろうと、そのように私も認識をいたしております。そういう中で、利用者も全国から来ておるといふご指摘がありましたけれども、そのとおりであろうかと思っておりますので、いろいろな角度から検討しながら、ご提言についてどう対応するか考えていきたいと、かように思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5目商工使用料。

6目土木使用料。

10番。

●谷口委員 愛冠の野営場使用料なんですが、前年より1,000円減額の予算になっていますけど、現在の使用状況はどうなんでしょうか。減ってるのか、ふえてるのか、横ばいなのか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思っております。

実は、愛冠野営場の利用状況等につきましては、さきに14番竹田委員のほうから資料の事前要求がございまして、今回12号の説明資料としてつけさせていただいております。詳細につきましてはそちらのほうに出しておりますけれども、利用状況のほうにつきましては、傾向といたしましては下がってきているというのが出ております。実利用者の数でいきますと、19年が665、20年が656ということでございます。この辺の推計の中で、今回予算計上をさせていただいているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的には前年度を参考にして新年度の予算を作成したということで、この減っている要因は、観光客が減ってるっていうか、そういう一般的な言い方で終わらせてしまうのか、例えば、施設的にこういうことがもし可能であればもう少し利用がふえるとか、ただ、そう言っても予算の問題もありますから、今そういうものを改善するっていうのはなかなか大変ですけども、この減の要因というのはどういう

ところにあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） ここ数年、最近数年の傾向といたしましては、委員さんおっしゃるとおり、全体的な観光客の減少という傾向がここにも出てきてるだろうというふうにとらえております。ただ、非常に長いスパンといたしまして、ある程度の中期的なものを見方でいきますと、いわゆる少子化等に伴いますですね、一つはキャンプ人口というような部分が全体的に減ってきているというのは傾向にあるというふうにも考えられます。ただ、もう一つは、キャンプ場の形態が、ご案内のように、車の移動でのキャンプ形態から、いわゆるオートキャンプ場というような形の中に、道内あちこちにもそういう形態のものができてきているという部分が一つ。

それともう一つは、いわゆる、単に泊まるということだけでなく、体験しながらというような部分、ですから、キャンプ場の周辺に、例えば川があるだとか、すぐ森があるだとか、こういうような、いわゆるキャンプサイトプラスアルファの部分というようなものがあちこちでできてきております。そういうものが求められてきているというような傾向がございます。

私どものほうのこの愛冠野営場の関係につきましては、その立地条件であるとか、それから施設の関係であるとかというような部分では、引きつける魅力という部分では非常に弱い状況になってきているのかなと、このように私どもはとらえてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 大体、内容わかりましたけども、やはり野営場を運営していく、キャンプ場を運営していく上で、今後、どういう方向に考えていくのか、もう、ある意味老朽してきている部分もありますよね。それから、バンガローでない、テントもありますよね、今もうなくなったんですか。いつの間にかなくなったんだ、せっかく当初計画したものが、もう現在ではそうやってできなくなっているものもあるんですね。そうすると、やはり当初計画したキャンプ場では、若干、利用状況もありますから、変わってきているのではないかなということを見ると、抜本的な対策を考えるのか、今後どういう形態をしていくのか、魅力あるものにグレードアップができるのか、そういうものも含めて、やっぱり検討の時期に今来たのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺ではどうお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） このキャンプ場ができたのは平成3年の年でございまして、このころのいわゆるキャンプ需要というものが非常に高いということで、利用も数千人の利用があったわけでございますけれども、その後、先ほど申しましたような諸事情によりまして、だんだん減ってきているということでございます。

それで、施設も当然老朽化してきますし、そういう中では、いろいろ補修をかけてきてございます。ただ、テントサイト等につきましても、これだけの利用が減ってきますと、持っているバンガローで、いわゆる需要に賄える、こういうようなことを加味しながら、施設の縮小といいたいまいしょうか、持っている施設を縮小、こういったようなことも図ってきているということでございます。

このキャンプ野営場につきましては、以前の庁内の財革の中でもいろいろ論議をさせていただきまされたけれども、いわゆる経費等々だけでは図り切れないだろうと、厚岸町にとって、いわゆる道立自然の家等々の関係もございまして、そういった中では、今の現状の中で、しばらく継続させていくというような方向を選択をさせていただいて今日に至ってございます。

決してこのままでいいというふうには思っておりませんが、これ、グレードアップ図っていく云々といっても、その今のニーズに合ったものにするという形になりますと、相当な、立地場所から含めて、やはり検討を加えなければ、非常に難しいのかなというふうに思っております。ただ、言われる趣旨、このままでいいのかというような部分はありますので、これらについては、そういうキャンプ場に対するニーズの変化だとか、こういったようなこともとらえながら、さらに検討を加えていかなければならないというふうに担当のほうとしては思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 私は、グレードアップを今すべきだという立場ではないと思うんですね。それで、ただ、ある施設ですから、それが有効に利用されていくということが大事なので、やはりこの野営場の運営のあり方についていいですか、こういうものについて、やはり少し検討をしながらこれを進めていくということでひとつお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） こういう状況ですから、利用者を急激にふやすとかというのは非常に難しいというふうに思っておりますけれども、おっしゃるような趣旨はわかりますので、これも研究を進めさせていただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか、10番さん。

昼食のため休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

14款使用料及び手数料の1項5目商工使用料から再開いたします。ありませんか。進みます。

6目土木使用料。
2番。

●堀委員 お聞きしたいのがですね、住宅使用料であります。まず、徴収率を何%で見込んでいるのかですね、昨年度の当初予算で見てた徴収率、また、本年度の当初予算で見た徴収率というものを教えていただきたいと思います。

また、毎年毎年、家賃の算定に当たっては、毎年毎年、所得調査というものをされた上で家賃というものが決定され、それが次年度の家賃として新年度の予算のほうに乗っかってくるわけなんですけれども、その影響額ですね、収入調査の結果によって、当然所得というのは毎年変わるものでしょうから、当然、毎年毎年同じ場合もあるし、そうじゃなくて、この不景気ですから、所得が減った人も、当然中にはいるとかっていった中では、どのような影響が出てくるのかというのをまず教えていただきたいのが2点目。

それとですね、今回この平成21年の4月からですね、公営住宅法の施行令のほうで改正となって、家賃の算定基準ですか、家賃算定基礎額と規模係数の基準となる床面積というものの改正がされたというふうに聞いております。その国のほうの規則改正による影響額というものを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 土木使用料の住宅使用料のご質問にお答えをいたします。

まず、予算で計上しています住宅使用料の徴収率でございますけど、これは98%で徴収率を掛けて計算しております。それは毎年同じ形でやってございます。それから、毎年7月に所得の収入申告していただきまして家賃の計算をしているわけでございますけれども、毎年、その人によっては収入は変動ございます。それに対する影響といたしますのは、1件1件違ってまいります。総体的に見ますと、収入が減ってきてるといった傾向にはあるのかなというふうには感じてございます。したがって、その部分は若干、トータル的に使用料収入も下がってくるという傾向にはあろうかと思っております。ただし、総体的なこの使用料の予算については、それだけではなく、今まで入ってなかった、空き家だった部分が入って、人がふえて収入増となる、こういった部分がございまして、一概に、トータル的には言えないものでございます。

それから、法の改正でございますけれども、公営住宅法施行令の改正がございまして、今、質問者もおっしゃっていたとおり、平成21年4月1日からこれが施行されることとなります。これらは家賃の算定の基準となるこの収入分位、収入月額、家賃算定基準等が変わって、計算しますと、若干住宅使用料が上がってくるという状況となってくるわけでございます。ただ、これも1件1件計算によって、その上がる額というのは違いますので、どれだけ上がるのかといったことは、ちょっと全体的には見えてはこない

ですけれども、試算した中では、全体の8割程度の方が月の家賃で、これは1年間で、ことし21年でありますと、大体200円から300円程度負担増と、一月200円から300円程度負担増となるというようなこととなっております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、毎年毎年行われる収入調査の結果と、その入退居による影響、増減というものはなかなかすぐには出しづらいということですね。そうだなと思いますんで、わかりました。

あと、施行令の改正に伴うもので、物によっては200円から300円という、それもばらつきがあるんですけども、年間に直すと約2,000円から3,000円、4,000円近くぐらいまで上がる人もいるのかなというような説明でしたけれども、この家賃が法の改正なりで上がったとかっていったときには、当然それは国のほうの法律の改正ですから、それに伴う家賃が上がるといったときには、激変緩和とかっていうものが当然あってしかるべきなのかなと思うんですけども、そういうものはあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

国のほうでの激変、5年間で緩和措置をとっているといった形になっております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、5年間5分の1ずつ、20%、40%、60%、80%、100%という形になるのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいのと、あと、今回、法の改正の中で、家賃算定基礎額が上がり、その家賃が上がるよといったときに、その法改正の中身を見てみますと、収入分位が今回の改正では大きく変わったのではないのかなというふうに私は見ております。そういったときに、今まで20万円以上の月額所得の方は、当然今までも収入超過者として分位されていたんですけども、今回のこの改正では、15万8,000円以上20万円未満の人も、新たにその収入超過者となりますよということのように法律のほうで改正されておりますよね。そういったときに、当然その収入超過者には、まず、明け渡しの努力義務というのが生じて、それは今までの法律の中でもそうだと思うんですけども、新たにこの収入超過者となる人方においても、例えば新年度からすぐに明け渡しの努力義務というものが生じるものなんじゃないでしょうか。それとも、この家賃のほうの激変緩和と同じで、5年間は努力義務が生じないとかっていうようなことになるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、緩和措置でございますけれども、国の施行令の規定の中でいきますと、新料金と旧料金を計算しまして、その差額の部分に対して、平成21年度については0.2乗じる、そして、その分を旧料金に足していく、そういったような計算方法でございます。22年度は同じようにして0.4、23年度は0.6、24年度は0.8と、25年度は元の計算の式になるといった形となっております。

それから、収入超過者の方についても5年間の経過措置はとられると。5年間はまだまだそこまで、退居をするという強制的なものというのは出てこない。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 歳出のほうでもちょっと関連した質問というのもあるんで、歳入のほうはあれなんですけれども、あと1点だけですね、今回のこの法改正に伴う家賃の増加に伴いまして、当然これは入居者のほうには既に説明というものはされていると思うんですけれども、その段階で、家賃が上がるから公営住宅から退居したという、法改正による増額を理由に退居された人というのは何人くらい、私のほうでは何人か聞いているんですけれども、そういったものが、私の聞いている以外に何人いるのかがわからないもんですから、何人くらいいるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この法改正に伴います料金がこんなふうになるということは、昨年、20年12月の折にも、入居者の方に、皆さんに周知をしてきた次第でございます。そして、新しい料金についても皆様にも周知してございます。その中で、家賃が上がるということで出られた方、高額のほうの方になりまして、その出られた方が2名、私のほうでは出たということで聞いてございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 済みません、1点聞き忘れたことがありますので、申しわけありません。

あとですね、5年間は経過措置があつて毎年0.2ずつで、最終的には5年後には1という、現在の施行令に合わせた中での家賃というふうになるんですけれども、現在の所得区分によってですね、5年後の家賃というのは、全体で、トータル幾らになるんでしょうか。減額されない本来の家賃というものが幾らになるのかということですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 5年後の家賃が幾らになるのかと。それは、個々によって料金が当然違ってまいりますので、値上げ料金、額が幾ら上がるのかということになりますと、先ほど、一月200円が21年度に大体200円から300円ぐらい上がる方は8割程度いると

いうことを申し上げましたけれども、それが5年間で上がっていきますんで、21年で200円に上がった方が、5年後には月1,000円上がると、そういったような計算となっております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、先ほど聞いたその200円から300円というのは、これは軽減後の家賃だと。5年後には、こういう人方も、月に、5掛けますから、1,000円から1,500円上がるんだということですか。200円を5年で割るんじゃないかとということですね。そうということで、私ちょっと聞いたときに勘違いしたものですから、それについてもう一度聞きたいと思います。そして、あと、ですから、今の所得の中で激変緩和をしない家賃を算定したときに、例えば今ここにある8,162万2,000円というものが、例えば8,500万円になるのか、9,000万円になるのか、それをちょっと教えていただきたいなと思うんですけども。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず最初の、私が答えた、料金は幾ら上がるのかというのは、21年度であれば大体200円から300円の方が上がるのが8割と。ただ、それは激変緩和されていますので、最終的には、5年後には掛ける5となりますから、1,000円から1,500円、こういうふうな、月に1,000円から1,500円上がるという試算になります。

それから、総体的な計算でございますけれども、今私ども、この料金計算に当たりましては、従前、パソコンを利用して、エクセル、計算式はだめで、計算をしているものでございますけれども、非常に複雑な計算でございますので、今回もその計算をするに当たって、計算式を全部入れかえながら積算というか使用料を算出してございます。今すぐにそれをまた新しい5年後の計算式に入れかえるとなると、相当ちょっと時間を要しますので、今の中ではちょっとお答えできかねるということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、5年後の金額、これは歳出までに例えば出して、歳出のときに教えていただくことは可能なのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時18分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今週中は非常にちょっと計算の入れかえ等がございますので厳しいんですが、来週月曜日までには計算してお示ししたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

2番。

●堀委員 そんなに時間かかるものなのかなっていうふうに、逆に私だと思ってしまうんですけど、まず、当然その法改正に伴ってふえる家賃というのを出すわけですから、それと今の家賃、現行での家賃との差額が出ないと、当然この激変緩和というものにもなっていないと思うんで、当然、上のものというのはあれなんですけども、そのときまでに歳出が終わらないことをただ祈ってですね、お願いしたいなと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今週中に早急に計算をいたしまして、月曜日早々には出したいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかは。

10番。

●谷口委員 宮園、それから宮園団地の高層、梅香、上尾幌、これらの団地の使用料が増えて、ほかは減というようなことだと思いますけど、これの主な要因について説明をしていただきたいのと、あと、現在全く使えない住宅が何棟何戸あるのか、あるいは、当面使用したいけれども補修ができないでいる住宅があるのかどうなのか、使用されていない住宅ですね、その辺について説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、住宅使用料の増減でございますけども、まず、宮園団地の関係につきましては、入居者の料金体系が変わっていると、新しく入られた方が収入が上がったり、そういったことによる増もございます。それと、先ほど堀委員からもありました、法改正に伴って、総体的には料金が上がってきていると、そういったものも影響がある中での増となってきたと。

それから、白浜団地、それから奔渡団地、それぞれ減額となっております。これに

つきましては、昨年、入居者が退居された方がございまして、それが、すぐに募集かけても入らないでいたと、そういったことによる減額、一部、高額所得者の方が退去された部分もございまして。そうした中での減額が主な内容となっているものというふうに思っています。

あとは、梅香団地も増額となってございまして。これも個々によってさまざまございまして、法の改正によって上がっている部分もございまして、収入のふえた部分で上がっているものもございまして、そういったもろもろで上がってきていると。

有明団地については、これは減額になっています。これは、主にやっぱり、総体的に法改正で料金自体は上がっているものの、所得が総体的に、入っている方は下がってきていると、そういったもので料金が下がっているといったことが主な要因ではないかなと。

あと、上尾幌につきましては、空き家であったものが、募集かけて、昨年、新たに入居されまして、それで入居者がふえたことによって増額となっているのが大きな要因というふうになってございまして。

それから、使えない住宅でございまして、現在、入居ができないような住宅、それは34戸ございまして。それらについては、老朽化等によって使用ができないといった部分が主な内容でございまして。大きなのは、宮園団地、平屋の部分とか、それは今、前回の補正の予算の中で、3棟は取り壊しをしていくと、こういった方向で今進んでいく、そういった部分も使えないというふうな形で入っています。

それと、使いたいのに入れない、使われなかったという、そういった住宅については、昨年中ではございしません。入居者、空きが出ましたら募集かけて、そして入居させていくといったスタイルをとっておりますので、そういったようなことはございしませんです。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 現在また、今、入居募集かけてますよね。それで、今は年に何回これ、募集をかけることになるんですか。空きぐあいもあると思いますけれども、平均に。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 募集の状況でございましてけれども、平均でいきますと年に3回、空いたときには直して、そして整理をして、そして募集をかけると、そういったことを繰り返しているのが、年3回の募集をかけております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、結果的に、退居等によっての家賃収入がなくなる期間というのは当然出てきますよね。それで、今は補欠の方をあらかじめその住宅に合わせて一人、二人決めておくというようなことはやっていないんですか、補欠選考をしておくということとは。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 入居者の募集かけて選考する際には、補欠の方もあわせて選考してございます。ただ、それは、入居者がもし入れなかった場合、その人に決まりましたけど、何かの理由で入れなかった場合には、次の方が入ってもらうといったことで、そういった補欠の部分まで選考してございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今説明された中に、奔渡、白浜の退居者があって、それによって空白が生じたことによる減もあるという説明されてますよね。それは、今現在というか、補欠の人が入るような状況になっていなかったからこうなっているのか、それとも、そこには補欠を見込んでいなかったということでこういう予算計上になっているのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、退居、出たところにつきましては、すぐには募集をできませんので、結局、中の掃除とか補修をして、そして募集をかけるといったスタイルをとっております。それで、それについては、今募集をかけてる、3月に今募集をかけてる中に入って募集をしてございます。ただ、募集をかけた段階で、補欠の方も選考してございます。そうした方には、今募集をかけたところに対して入らなかった場合には、そちらのほうに話をかけて入ってもらう、それはあらかじめ募集時にも、もし今募集をかけたところが選考から漏れたとしたときには、2次の応募でないですけども、次はどこに行きたいですかという話も聞きながら、それを踏まえて次の補欠のほうに振り向けるといったスタイルをとっております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 補欠の考え方だと思うんですけど、今、課長が説明されているように、大体年3回の募集ということになると、三、四カ月に1回ですよ。そうすると、選考した段階で、入居を希望したけれども、断る人がもしあったりして、何らかの理由で入居されなかったから補欠の人をそこに入れるというのが何か補欠の決め方みたいに今聞こえたんですけど、結果的に、3カ月、4カ月あるということになると、その補欠の有効期間というか、そういうものは、次期募集までの間だとかそういうことにしておくべきではないのかなと。そして、再度募集あったときは、またそれによって、そのときの判定の基準によって入居者を選考していくというように進めていったほうが、効率的な入居が可能になって、空白期間をできるだけ小さくする効果があるのではないのかなというふうに考えるんですが、その辺ではいかがなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この入居者を募集かけて決める段階では、今質問者のおっしゃったようなことも、そういった方法もどうなのかというのを私どものほうでも検討した経過がございます。そこで出てきたのが、応募するときに、その応募される方が、その1軒だけでなく、もしはずれたときには、次の候補がどれがいいのかというのを聞いて、もしそちらが空いたというか、募集、そのときに入らなかった場合には、すぐその方にお知らせして、どうなのかというのを聞いている次第でございます。ただ、それに対しても、それはあくまでも応募してくる方が望んだところでございますから、全く違ったところが空いても、それは入居者が望んだところではないということが出てまいります。ですから、そういったところは新たに募集をかけて、そして複数あれば選考委員会にかけて、そして入居者を決めるといったスタイルが一番いい方法ではないかということで今進めているところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。

進みます。

7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料。

3目衛生手数料。

4目農林水産業手数料。ございませんか。

6目土木手数料。

7目教育手数料。

3項証紙収入、1目証紙収入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2目衛生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。

4目農林水産業費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

7目消防費国庫補助金。

8目教育費国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

2目民生費委託金。

4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2目衛生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金。

2目民生費道補助金。

3目衛生費道補助金。

4目農林水産業費道補助金。

6目土木費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

3目衛生費委託金。

4目農林水産業費委託金。

9番。

●菊池委員 節2番の林業費委託金、有害鳥獣捕獲許可等事務委託金、これ、鹿、キツネ、熊、アザラシとかっていろいろあると思うんですけど、どういうことですか、教えてください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 有害鳥獣捕獲許可等事務委託金の内容についてでございますが、この件につきましては、基本的には有害鳥獣の捕獲許可というのは北海道が行うことになっておりますが、その中で、市町村長権限で行われるもの、カラス、キツネ、野犬など、10種類ほどございますが、その部分の捕獲許可の事務に関しての、その件数に対して委託金が交付されるものでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 最近では、キツネ1頭捕獲することによって4,000円の手数料を払うと。あるいは、鹿、市街地界限に出るので、それを今駆除するとか、そういう面に使う予定なんですか、これは。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 財源充当的にはそのとおりになってございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 昨年の実績を教えてくださいと思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 19年度の決算におきましては、10万7,100円でございます。20年度の補正現在の数字でございますが、これは15万1,300円ということでございます。ちなみに、この委託金は、前年度の件数に対して翌年度交付されるという予定になってございまして、今年度、当初予算では18万3,000円と計上させていただいておりますのは、前年度の件数がそれよりも多かったという状況の中で、これは北海道との調整の中で21年度に決定するものでございます。

- 委員長（音喜多委員） 9番。
- 菊池委員 19年度が10万7,100円、20年度が15万1,300円、これ、動物の種類と単価、頭数、わかりますか。
- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） この件数というのは駆除頭数の件数ではございませんで、事務の件数ということでございますので、ご了解願いたいと思います。さまざまな手続における事務の件数ということでございます。
- 委員長（音喜多委員） ほか。
2番。
- 堀委員 私のほうでは、水産業費委託金、漁港利用料徴収委託金についてちょっと教えていただきたいんですけども、これは、厚岸漁港と床潭漁港が厚岸にあって、その漁港利用料を徴収したもの、それは北海道のお金ですから、それを町が徴収委託を受けて北海道に払ったものがまた北海道から割り戻されるお金というふうに理解してるんですけども、昨年度の外来漁船分だけでいいですから、外来漁船分の漁港利用料というのが幾らだったのか、教えていただきたいと思います。
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 昨年度につきましては、延べ300隻で、金額にいたしまして48万5,629円でございます。
- 委員長（音喜多委員） ほかありませんか。
進みます。
5目商工費委託金。
6目土木費委託金。
10番。
- 谷口委員 これは毎年やるんですけど、建設リサイクル法業務委託金っていうのは、これどういうことをやるんですか。額は小さいけど。
- 委員長（音喜多委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。
建設リサイクル法業務委託金でございますけども、これは、建設工事に係る再資源化等に関する法律で、北海道において行う業務の委託を受けているものでございます。届

出者と利便性の配慮や、北海道と市町村との連携、連絡強化を高めた実効性のある指導というものを行うために、この分別解体等の事前届出等の受理を委託を受けているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 何となくわかったような気がするんですけど、詳しくというか、業者が解体工事か何かをした場合に、分別をしたときに、こうやってやりますっていうのを届けて、それを厚岸町が代行してやった場合に、届けられたとおりにそれが行われたかどうかも含めて、きちんと一々道やそういうところで来てやるわけにいかないの、厚岸町がかわってやるということですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） これについては、今質問者おっしゃったような近い部分でございます。基本的には、例えば工事とか、例えば床面積が80平米以上の建物の解体工事とか、それとか、床面積が500平米以上の建築物の新築だとか増築工事だとか、あと、土木工事等であれば請負額が1億円以上、こういったような、さまざまな、この建設リサイクル法がございまして、その中で届け出をしなければならないものというのほうはたっています。主にですけれども、そうした工事に対する届け出をされたら、それは町のほうで受理をして、それは北海道のほうに、それまた進達はするんですけども、中の内容を確認して受理をしていくと、そうしたものでまた何か問題等があれば立ち会い等を行っていくといったことも行うための委託を受けているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、その受理をするだけではなくて、それがきちんと行われたかどうかという監督をしなければならない場合があるっていうことですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

監督等は、今これ北海道のほうになってます。それに対する補助、こういったふうに行われてるとかといった補助等の業務は、この委託業務に入っているということでございますので、完全に監督をしてどうだというのではなくて、こういった状況になってる、こういうふうになってるといったことは、当然問題があれば確認しながら、それを北海道のほうへ進達していくといったような作業となっております。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2 目利子及び配当金。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

13番。

●室崎委員 額からいって大した問題ではないと思うんですが、前年に比べて大幅に不動産売払収入の予算額がふえてるんですよ。それで、石材売払代と立木売払代で、補正のときに聞いたら、土地はあるときは出すけれどもということでしたが、これ、何かことしは大きく売れるんじゃないかというような見込みがあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうが、まず、石材の売払代、これが、今、前年の当初予算に比べまして87万9,000円の増となっております。これは、石材、町の門静のところの石を販売してる業者と石材の売り払いの契約を結んでいるところでございまして、原石の搬入、販売が伸びているということで増額となっているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、立木の売払代の計上の内容についてご説明いたします。これにつきましては、歳出のほうで造林事業費のほうで間伐の予算を計上してございますが、その間伐によって発生するその材を売り払うという内容でございまして、その間伐率は、33%から、場所によっては55%の受光伐までということになってございます。計上に当たっては、慎重を要するというので、その材石の調整につきましては、おおよそ想定材石の70%から90%、場所によって調整率を掛けて、さらに昨今、材価が下がる傾向にございます。ということで、想定している現況の価格よりも7掛けという計上をしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほか。

進みます。

2 目生産物売払収入。

13番。

●室崎委員 餌料藻類が大体昨年と似通った数字で計上されてますね。補正のときに、20年度の、ほぼ決算に近い数字でもって、1,000万円超えてるんですよ。それで、それが割と非常に控え目な数字になってますね。これは何か意味があるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけども、この餌料の売り払いにつきましては、毎年12月に、道内あるいは道外の販売先、ユーザーの方にですね、毎

年アンケートを行っております。それで、翌年の需要見込み、これも幾らぐらい来年購入があるかということで、事前に町のほうで聞くような形を整えてございます。その結果、取りまとめた数字が、それぞれ150、それから100、50と、それぞれ3種類に分けた数字の合計に単価を掛けたものが今回の予算に計上した数字ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうしますと、毎年同じようなことやってるわけですね。そうすると、20年のときもやっぱりそれをやってみたら、600万円程度の額になったと。しかし、いよいよふたをあけてみたら1,000万円超えていると。ことしもまた650万円程度だと、そのアンケートではね。また1,000万円ぐらいになっているというようなふうに考えておけばよろしいんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） これにつきましては、それぞれのユーザーの、それぞれウニとか、それからナマコとか、そういった主にウニですけども、そういった相手方の種苗生産の度合いによって変わってくると思っておりますけども、厚岸町としましては、この数字を乗せたということは、極端にそういうことは、増えることはないだろうという予測と、それから、カキの生産、そういったことも考えての数字であります。カキの生産と申しましても、種苗生産であります。主に町は、カキセンターは、カキの種苗生産が主でございますので、そういったカキの種苗生産のことも考慮して、それから、あと、人と申しますか、そういった配置の人数、そういった労働力、人的なことも考慮しての数字ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、数字の基礎をとったのはアンケートか何かなんだけど、去年あたりの実績見るといって、その数字は非常に控え目な数字で出てくる、実際にはその倍近いものが注文が来るであろうということは、一応の予測はできる、去年の実績から言えばね。しかし、ことしの景気動向もあるだろうと。それから、もう一つは、去年来たからといって、ほいほいとそういうような計画をつくってしまえば、場合によって、その本業のほうの余力が、その年その年のいろんな条件によって変わるだろうから、余り乗っかるわけにいかんと。それで、まずはこのぐらいのものなら、どう転んでも予測割れをすることもないだろうし、また、そういうお金の面だけじゃなくて、本業のほうの余力からいっても大丈夫だということとで乗せておいたと。あとは、そのときの注文の事情と、それから、カキセンターの人的、機械的な、いわば、余力がどの程度になるかによって変わりますよと、そういう意味だと理解すればいいんですね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そのとおりでございます。単に、アンケート結果が主にこの数字の主でありますけども、昨年実績を考慮して、いきなり計上するということになりますと、私どものほうで希望に沿えないと、そういった事態もなくはございませんので、そういったリスクを軽減するためにも、とりあえずこの数字を計上したということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございますか。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。ありませんか。

9番。

●菊池委員 お聞きします。平成21年度の予算76億6,070万5,000円の中から、各種基金の取り崩しについて伺います。町政執行方針において、平成21年度一般会計予算案については、20年度と同様に、歳入歳出の均衡を図るため、この補てん財源として、最終的に約5億7,500万円を各種の基金から取り崩し、収支のバランスを図ったとの説明でありましたが、ここに、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、地域づくり推進基金繰入金、環境保全基金繰入金、それぞれ3億円、2億円、6,100万円、6,110万円、1,435万円、それぞれ取り崩してありまして、5億7,545万円となっておりますが、この取り崩し前の各基金の現在高をお示してください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

平成20年度末現在高ということになろうかと思えます。先ほど議決された補正予算の数字でいきますと、財政調整基金3億5,066万7,000円、減債基金2億673万5,000円、地域づくり推進基金8,725万1,000円、環境保全基金1,325万円。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後1時55分休憩

午後1時56分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変失礼いたしました。財政調整基金3億5,066万7,000円、減債基金2億5,673万5,000円、地域づくり推進基金8,555万1,000円、環境保全基金3,125

万円。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 次に、この繰替運用等の確認のためにお聞きしますが、どの基金においても町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な国の利子の額を、負担及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、または、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができるかとあります。これは、どの基金にも適用できるのですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

明確に申し上げできませんが、すべての基金について繰替運用の規定を追加し、条例改正を行っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 その都度行っているということですか、財政、減債、地域、環境それぞれ。ちなみに、先般、追加議案の厚岸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例にもこの繰替運用というのが載っておりますけれども、各種この基金についても同じですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

委員おっしゃいましたとおり、ほかの関係の、今般の条例制定につきましても同様、それから、財政調整基金等、すべての基金について繰替運用の規定の追加の改正を行ったところでございます。なお、もし時間を今いただければ、いつの時点での改正かを調べてお答えしたいと思います。

（「よろしいです、わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。資料いいんですか。もらうんですね。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） そういうことで、税財政課長いいですか。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 時間いただければ、すぐ検索をして。

●委員長（音喜多委員） 時間っていつの時間まで。

●税財政課長（佐藤課長） 今。

●委員長（音喜多委員） 今すぐ出るんですか。

●税財政課長（佐藤課長） 今すぐ出ます。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時02分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変貴重な時間申しわけございません。

平成14年 7 月 1 日に繰替運用の規定を追加して、同日、附則の規定によりまして、同日施行となっているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 わかりました。それじゃ、最後に聞きます。この四つの基金残高を、今、数字の報告から割り返しますと、1 億5,000万円ほどになりますね、残りが。これで、この今回上げた基金の編成計画の予定についてどのように計画していますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

繰替運用と今回のいわゆる取り崩し、いわゆる一般会計への繰り入れとは若干意を異にいたしますが、その5 億7,200万円程度の繰り入れについては、平成21年度中に財源状況を見て積み戻すという考えでおります。ただし、この場において、この5 億7,000万円ほどの額全額について、すべて積み戻すことができるというお答えはできかねますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 例年の状態を見ますと、大体 3 月時点で戻っていますね。そういうような形

になると思うんですけども、ここで今、課長が今、どうなるか状況を見てということでございますけども、大体3月ころまでには順次戻していけるという感じなんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

例年7月に普通交付税の交付算定がございます。その時点で、平成21年度の厚岸町の普通交付税の額が一度確定いたします。調整がない限り、確定がいたします。その段階で、厚岸町の大宗を占める普通交付税が確定するわけがございます。その際に、幾ら留保になるかという数字がはっきりわかります。それから、その後の財政需要がどれだけあるか、それらを7月以降に判断をし、どれだけ、この5億7,000万円繰り入れたものに戻せるかという計算をし、積み戻していくことになろうかと思えます。したがって、確定してすぐの議会というか定例会となりますと3月、その後になりますと12月、その後になりますと3月となりますが、いろいろ財源状況、財政需要がある可能性がございますので、例年3月にやっているところでございます。何とぞ、その辺ご理解を賜りたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） いいですか、わかりましたか。ほかございませんか。進みます。

20款2目減債基金繰入金。

3目地域づくり推進基金繰入金。

6目環境保全基金繰入金。ございませんか。

20款1項1目繰越金。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2目加算金。

3目過料。

2項預金利子、1目町預金利子。ございませんか。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

10番。

●谷口委員 今回、ウタリ住宅改良貸付金元利収入、これは前年度から見ると大分増になっているということなんですけれど、その理由と、あと、ちょっと申しわけありませんけど、5目、6目も含めて、現在、償還状況が滞っているのがあるのかなのか、その辺についてちょっと説明をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） まず、ウタリ住宅改良貸付金元利収入のご質問ですが、昨年は229万1,258円の計上で、ことしは253万7,968円ということで、毎年増えつつありますが、そのうち、収入になりますのが約67万円程度ということで、ほとんどが過年度分に充当さ

れるという状況でございまして、5件分、5人の方がお借りになっておりまして、そのうち3名の方が、お借りした方がお亡くなりになって、今、奥様がパートの収入の中から返済を少しずついただいている状況と、それから、もう一方は、他に借金がございまして、年に一、二度、2回から3回程度ですか、1万円、2万円という返済がある。もう一方は、最近またお亡くなりになりまして、今、息子さんと交渉段階に入っておりまして、ちょっと猶予していただきたいという段階でございまして、かなり滞っている状況にございます。

それから、十勝沖地震災害援護資金貸付金収入でございまして。これにつきましては、ほとんどの方が定期的に納入いただいておりますが、お一人が行き先不明ということで、この方の分が33万3,200円滞っていると。それから、もうお一人方が、商売がうまくいかなかった状態と、ご主人の医療費等がかさんで、なかなか返済できない状況にありまして、返済できない期間が長かったのですが、昨年度より月3,000円程度、定期的に、その月によっては、ちょっと待ってくれというときもありますが、そういった納入がいただいている状況で、かなりこちらのほうも、お二方の分として残されている部分がございます。

以上でございまして。

(「5目は何も無いの」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（田辺課長） 5目で地域総合整備資金貸付金についての関係でございましてけれども、これはもう既にご案内のとおり、地域総合整備資金繰入額の中で、産業の構造という形の中で、比較的大きな設備投資をする場合において、町が地域総合整備基金にかかわる起債、これを借りまして、それを貸し付けするという制度でございまして。この貸し付け審査、それから、いわゆる償還金の扱いという事務関係につきましては、財団法人地域総合整備財団というところが行ってございまして、それが、償還金はそこを通して償還手続きがとられ、それが町のほうに入ってくるという形でございまして。これは元金均等という形の中で入ってきておりますので、昨年と同額のものが入ったという形で計上させていただいております。
- 委員長（音喜多委員） 10番。
- 谷口委員 このウタリ住宅の貸付状況なんですけど、先ほどの課長の説明では、件数も増えているのですか、これは、現在増えつつあるのか。それとも、一定の年数のところで貸しつけたものが、現在に至ってきているということでもいいんですよね。それで、ただ、償還が滞っている、若干ふえてきているというふうに聞けばいいのかなというふうに思うんですけど、そういうことでもいいんですよね。そうすると、結果的に今、67万円ぐらゐの滞りがあるというふうに、違うんですか。もう一度説明してください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 計上してますのは、現年度分として255万7,968円、それから、過年度分としては67万880円、合わせて322万8,000円ほどの予算計上しておりますが、今度入るのが、毎年大体67万円前後、そういう状況でございます。過年度に充当されるのがほとんどということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 去年は255万7,000円ですよ、それで、今回予算が322万8,000円ということですよ。それで、今の課長の説明では、255万円が当年度予定している分の償還だと、当初から予定しているものだと、そして67万何がしが過年度の償還額だという説明だったように伺ったのですけれども、これは違うんですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 済みません、説明不足でございました。調定見込み額として255万7,000円、これはことしの分、21年度分、それから、過年度の収入見込み額として67万円を計上させてもらっておりますが、合わせて322万8,000円。この過年度分の67万円の見込みといいますのは、繰り越しの滞納が19年度末で……。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時18分休憩

午後 2 時20分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 大変説明が不足で申しわけございません。現年度予定しております現年度分の見込みとして255万7,000円、それから、滞繰として704万6,659円ございますが、それを合わせた額に対して、大体、年間67万円前後の収入をいたしている、そういう状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 年間、当たり前に返ってくるのが255万円予定していますよと、それが見込めるということで255万円は当年度分として予定しましたということでもいいんですよ。だけれども、その滞繰繰越分が704万6千何がしがあると、そのうちの67万円は、ことし予

算計上してもいいんでないかと、入る見込みが、先ほど1回目に課長が説明されたような状況で、いろんなことがあるけれども、大変な中で、そうやって返納をしていただけたということ、67万円を見て、255万円と足すと322万8,000円になるというふうに理解していいんですか。間違っていれば、はっきりして。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） さらに説明不足の部分があるということで、現年度分としては255万7,000円計上をさせていただいておりますが、滞納繰越分と合わせてですね、実際に収入いただけるのは67万円程度にしかならない。

（「何、全然わかんなくなってきた、私」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 補足説明をさせていただきます。

委員ご承知のとおり、ウタリ貸付金につきましては、貸付金でございまして、いわゆる貸し付けの約束で、月、例えば5万円、年間60万円というふうにお返しをするという、私どもで言うと、起債を起こして、9月と12月にお返しをするというものでございます。したがって、その約定に基づいて歳入を組むということで、先ほど福祉課長のほうから答弁あったように、二百五十数万円の収入を予算計上させていただいて、ただし、それがお約束どおり収入にならず、六十数万円の収入にしかならないということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 322万8,000円ってなっているでしょう、これ、みんなわかるかな、この意味が。それで、255万円が当年度償還されなければならないお金だっていうことでしょうか。それに、67万円が未納分のうちから返ってくるのかなと、足して、そうすれば322万8,000円でぴったり合うということだけれども、いやいや、予算はこうやって組んでますけど、入ってくる金が67万円ぐらいしか見込めないんですよって私今聞こえたんですけど、そういうことですか。そうしたら、この予算は何なのって。取らぬ狸の皮算用っていうのがあるけれども、それよりもっと悪くて、霞か何かを我々食わなきゃなんないというようなことになりかねない予算書。したら、この予算書はみんなに審議をしてもらう必要があるのかということになっちゃいますよ。全然入る見込みないんだもの。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、約定により貸付金の貸し付けを行っているところでござい

まして、その約束に従ってお返しいただく、返済をいただくというものについては、予算計上をすることが私は正しいというふうに考えます。なぜならば、それが何らかの事情により、事前にお支払いできないというようなお話があつて計上できないということであれば、お返しいただくなくてもよろしいですよという債権放棄っていいですか、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、お約束どおり、年間この金額をお返しいただくという金額については、その分については確実に予算計上しておくべきであるということで、二百五十数万円の約束どおりの金額をまず計上し、それから、そこ通つていって、遅れて入ってくる分、その分は、当然、滞った分に充当というか、入れるわけでございますので、その合計額が三百幾らになるということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうするとね、今までの予算では、255万円を計上してきているわけでしょう。それで問題がなかったわけでしょう。本年度になったら、今説明されているように、255万円はもとより、もともと入ってこないのが前提としてありながらだよ、ある意味、だけど、それは法律上だとかいろいろなことがあつて、そういう予算計上はできないんだということはわかる、私は、今、課長がおっしゃったことは理解できますけど、だけれども、そこまでもいかないことが、ある意味見通しあるのに、本年度に限って急に今度67万円上積みをしなければならないと。そうしたらますますパイは大きくなる、今度未収金の率が大きくなることになるんですよ。そういうやり方っていうのは、正しいやり方なんですか。水増し予算になりませんか。もう、したって、今こうやってみんなの前ではっきりしてることでしょ。そういうことを堂々と厚岸町は、水増し予算をやっているんですっていうようなことをね、言ってるのと同じことですよ。それより、255万円は法定的にもうきちんとこれはしなければならないんだというんであれば、最低限のところにとどめておかなければ、それでも、きっと今年度末の補正予算では減額の補正をしていかなければならない予算ではないのかなというふうに思ひますよね。どうですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 再度お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、約定どおりのまず金額は計上させていただくと。それから、滞った分の歳入された分は今回しまして、税で申し上げますと、現年課税分を調定の収納率の96%をまず計上し、繰り越した分の例えば約1億円を補充してございます。したがいまして、本来でありますと、現年、いわゆる返済金、それから滞納返済金というふうにして、分けて計上するのが正しいのかもしれませんが、今までは、要するに、例年の決まった額に計上させていただきましたが、本年度からは、滞納分についても上乗せして計上させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 課長のおっしゃっていること、意味はわかるんです。意味はわかるんですけども、予算計上したのと実際に入ってくるお金の差が非常に大きいわけでしょう。それと、この貸付金の目的だとかそういうことを考えると、これ自身の果たす役割もやっぱり大きいと思う。だけれども、大変苦勞されているとは思いますが、その辺では私は理解はできませんけれど、今まで年度内の償還金だけを予算計上してきた、それで、ずっと滞納分については、こうやってきた。それだったら逆にね、滞納分についてもしたほうが、ある意味、予算としては正しくなるんでないですか。だけれども、そのうちの推定額でこのぐらいを乗せたということになると、その数字的根拠も、ある意味、あってないような数字ではないのかなと。だって、三百何十万円も予算計上しながら、入ってくるのは数十万円というのでは、余りにもこの差というのは大き過ぎる、私は到底納得できるような説明には聞き入れられないんですよ。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時32分休憩

午後 2 時39分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ご指摘のウタリ住宅改良貸付金元利収入でございます。ご指摘のとおり、昨年までは当年度分の予定される調定見込み額ということで計上をさせていただきましたが、今年度につきましては、それに新たにですね、お約束をいただいている額を調整し、間違いなく本年度の分としての額を計上すべきものとして判断し、二段構えといいますか、区別した内容で、これは事務方のほうでございますが、わかりやすく計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 わかりやすくしたのが、ますますわかんなくなってるんです。それで、先ほどの説明を聞いていると、255万7,000円の当年度分の返済金だと。それで、大体入ってくるのが67万円ぐらいは入ってくるのではないのかなということですよ。そうすると、今の説明を聞いていると、当年度分なのか、今までの滞繰の分なのかわかんないけれど、67万円入ってくると。滞繰の分なんですか、結果的に滞納した分の。そうしたら、当年度予定した分はゼロだっていうことですか、ここに今見込んでるのは。そうではないんだっていうことですか、また。そうすると、何のための255万7,000円なのかという

ことなんです。滞納分はもう700万円を超えているということですね。だから、今、課長が説明された内容では、当年度分はこれだけだよ、今までそれを、一緒になってた分のうちの、それに67万円の中に当年度分もまぶされているのか、どうもこの67万円がはっきりしないんですけど。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

歯切れの悪い答弁で申しわけございません。繰り返しになりますが、貸付金でございますので、約定どおり、まず、毎年お返ししていただく現年分については予算計上をさせていただきますと。それから、滞納繰越分のお約束がはっきりした分については、今回計上させていただいていたと。ただし、委員ご指摘のとおり、滞繰をすべて入れると700万円になるということでございます。したがって、かなりわかりづらい予算の調整の方法であると言われてもごもっともだと思います。したがって、今後、このウタリ貸付金の予算の計上の方法については、若干、予算調製、いわゆる調製というのは、つくる方法についてご検討させていただきたいと、このように考えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これ、説明の欄、2段にできませんか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） この予算書をつくることは可能でございます。したがって、繰り返しになりますが、約定の分と滞納繰越分が幾ら入るかということで、いわゆる滞納繰越分、例えば60万円、それから現年分二百数十万円というような2段の調整の欄というか、そういう予算書の調製の方法を検討してまいりたいと、検討というよりも、そのような起債というか、予算書のつくり方をしたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

5目地域総合整備資金貸付金収入。

6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入。

3目衛生費受託事業収入。

4目農林水産業費受託事業収入。

5目土木費受託事業収入。

6項雑入、1目滞納処分費。

2目過年度収入。

3目雑入。
22款町債、1項町債、2目民生債。
4目農林水産業債。
6目土木債。
7目消防債。
8目教育債。
10目臨時財政対策債。ございませんか。
13番。

●室崎委員 大変素人的な質問で申しわけないんですけども、臨時財政対策債というのがことし出てきてるんですが、これの性質及び内容、そういうものについて概略で結構ですからご説明いただけますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

平成21年度臨時財政対策債についてでございます。臨時財政対策債につきましては、交付税特別会計という会計がございまして、その会計から交付税と、それから国税等が交付されるわけでございますが、その交付税の財源として国税5税で交付税が交付されるところでございますが、それに不足が生じた場合に、その分としてこの臨時財政対策債として、起債として、その不足分について地方公共団体に貸し付けをし、交付税の不足する分を補てんするという、いわゆる赤字地方債というものでございます。ちなみに、根拠法令は地方財政法第5条に基づく地方債でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これは、もう何年ぐらいになりますかね、ぐいぐいと地方交付税を締め上げてきたときに、その代替措置としてたしかできた、当時、新聞なんかで赤字国債、赤字国債言った、それですね。他の起債と大きく違うところは、通常の起債は、一つの事業を行うについて起債という形、早く言えば国からの借金で自治体が行うという事業と表裏一体になっていますよね。ところが、これはそうじゃなくて、一般的に全部の間口一緒にして、お金が足りなくなるから、そこの部分だけ借金で補いなさいということで、自治体にとっては決してありがたいもんでも何でもない。ただ、背に腹かえられないから起債するというようなふうに見えるんですね。

それで、これはですね、もちろん上限があったりいろいろな制限があるでしょうけども、今度起債を返還していきますね。その返済のときには、その何割かの交付税の裏打ちとか、そういうような形にするからというような部分もあるんでしょうか。そういう部分についてもお聞かせをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

まず、臨時財政対策債、ことしは3億1,550万円でございます。この3億1,550万円、一応予算でこのとおり計上されておりますが、交付税の本算定においてこの額が確定するところでございます。その際に基準財政収入額に算入されまして、基準財政需要額から逆に差し引かれることとなります、当年度は、平成21年度は。後年度、22年度からの償還分については、元利の100%を交付税の基準財政需要額に算入し、地方に交付税として交付するという形式のものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうしますと、当年度は基準財政収入額に入るよと。しかし、次のときの償還金に関しては、交付税100%裏打ちですよという、いいお話のように聞こえるわけですよ。現実には、せいぜい6割か、6割5分もあればいいところでしょうかね。現実問題としての交付税裏打ちの額は、厚岸町の必要とするお金の、ぐらいに考えておけばよろしいということになりますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員ご指摘のとおり、いわゆる基準財政収入額から差し引かれ、なおかつ、後年度100%、需要額に算入されますが、基準財政需要額、要するに、地方が必要とするお金から、地方が独自に収入する額が差し引かれて交付税が交付されるということから言うと、おっしゃるとおりであるということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。
10番。

●谷口委員 今、室崎委員も質問されておりましたけれども、前年を大幅に上回る臨時財政債ということになると思うんですけど、交付税が減っているということで、今年度は前年度から見ますとふえていますけれど、国の考え方というかは、この財政債、臨時財政対策債も含めて、交付税としての考え方でいいんだよという言い方をしているそもそもっていうのはどういうことなんですか。今、室崎委員が言ったこととはちょっと矛盾するのではないのかなというふうに思うんですが、これはどういうことなんでしょうか。町長の施政方針の中にもそれがうたわれてますよね、同じように。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

臨時財政対策債の性格として、交付税のいわゆる現金交付に不足する部分について、

いわゆる借金、貸付金をもって地方一般財源、いわゆるこの臨時財政対策債については、使途を特定していない、いわゆる赤字地方債でございますので、それによって地方の一般財源を確保するということから始まった制度でございますので、一般的に言いますと、臨時財政対策債、それと交付税を足して、いわゆる地方の一般財源を確保するという表現が使われておまして、言いかえれば交付税であるというふうに言っても過言ではないかと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 当年度の額については、そういうことで補いますよということと、後年度、交付税で全額見ますよということですよ。ですけど、これから順番に順送りされてきているわけでしょう。そうすると、交付税の額には当然その償還金も見ていかなければならないわけですよ、来年一遍に返せるわけではないから。そうすると、必ずその後年度に償還する分が出てくると、後年度の交付税の中からは、一定のもう決まったお金がそこにはあるわけですから、そうすると、去年よりことし増えたから、ああ、交付税が増えたよと、交付税というのは、言ってみれば町の一般財源ですよ。そうすると、一般財源として100%はもう使えないわけでしょう、常にこの臨財債の償還額が組み込まれているわけだから。そうすると、交付税100%、常に満たしていくってということにはならないんでないか。そして、課長よく言われますよね、いや、もう、交付税にはあれも入ってるかもしれないし、これも入ってるかもしれないし、どれがあれなんだか、何か赤飯のごまを拾うようなもので、なかなか交付税の中に、普通交付税の中にも何が組み込まれているか、特別交付税の中にも何が組み込まれているかわからないというのが、言ってみれば、交付税の考え方ではない、きちんとした計算根拠ありながら、結果的には、最終的には、そこに何ぼ入っているのかということが、なかなか計算ができない中で、苦労して厚岸町の税財政課長は毎年苦労しながら予算をつくっているというのが現実ではないのかなという点では、やっぱりこれも、後々に足を縛って、足を縛るといふか手を縛るといふか、手足が縛られていく要因の一つにはなるんじゃないのかなというふうに考えるんですけども、そうではないもんなんじゃないでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおりだと私も考えております。交付税の財源不足を補うかわりに臨時財政対策債を増発し、地方一般財源を確保するという国の言い分というか、論理でございます。ですが、借入金には変わりございません。借り入れたときには、一般財源としてその当年度は財源としてあるわけでございますが、借入金ですから、当然、翌年度以降、お返ししなければなりません。そのお返しする際に、交付税の基準財政需要額として、元金と利子の分の100%を交付税の基準財政需要額に算入するとはいえ、先ほど13番委員さんのほうにご答弁申し上げたとおり、基準財政需要額から厚岸町の基準財政収入額が差し引かれた額が地方交付税として、現金として交付されるわけでございます。

で、簡単に申し上げますと、その分は全額補てんされていないというふうに考えてもよろしいかと、私はそのように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 あともう一つお伺いしたいんですけど、今回この機構が変わって、地方公共団体金融機構資金というのか、ここに5,000億円を融資しようということになってますよね。それで、厚岸町は今回の臨財にはどういうふうに対処しようとしてるんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

現段階ではわかりませんが、いわゆる昨年度150万円を出資し設立した機構が、本年度改組されまして、地方公共団体等金融機構ということの組織に変わります。出資金は本年度は求められません。その機構が、以前の、改組前の機構は、公営企業会計、例えば下水道事業ですとか上水道事業ですとか、そういう借入金に対して貸し付けを行っていたところでございますが、本年改組される予定のこの機構につきましては、臨時財政対策債についても貸すということでございます。したがって、現段階ではどの程度の団体に貸し付けが可能かどうかわかりませんが、この機構からこの臨時財政対策債を借りることになると。少なくとも、市中銀行から手当てをなさうという情報は今のところ入っておりません。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。

なければ、これで歳入を終わりたいと思いますが、いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） それでは、以上で歳入を終わります。

休憩します。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時40分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

歳出から進めてまいります。

1 款 1 項 1 目議会費。57ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。ございませんか。

9 番。

●菊池委員 厚岸地区保護司会について、ご承知のとおり、罪を犯した少年少女、あるいは、犯罪を犯した少年たちを更生する事業事務に携わっているわけですが、厚岸町が十数名、浜中町含めて二十数名でございますけれども、厚岸地区保護司会、そしてまた、厚岸町、浜中町、それぞれ役場から補助が出てるわけですが、2カ月に一遍の研修、並びに、それぞれ立ち会っている子供たち、それから釧路保護監察庁からの署長並びに講師が出向いての研修等、いろいろ事業がございます。そこで、活動に対して湖南、湖北地区、あるいは尾幌、上尾幌に到るまで、篤志をいただきながら活動しているわけですが、若干の上乗せというか、他町との比較を見ても少ないように思われますが、その辺、ちょっと見解を示していただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

厚岸地区保護司会の活動につきましては、厚岸、浜中両町の保護司の皆さんが連携されながら、それぞれの地域で活発にご活動いただいているという実態につきましては、それぞれ総会等の活動状況をお聞きをいたしておりまして、頭が下がる思いのところでございます。この団体に対します補助金ということでございますけれども、20年度当初6万5,000円、そして、21年度につきましても6万5,000円を補助させていただくというような形で対応をさせていただいております。厳しい財政事情の中、何とか引き続き同額程度を補助するというような考え方でもって取り進めてきたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 厚岸町と浜中町と連携とりながらやっておりますけれども、浜中町の補助は幾らですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（豊原課長） お時間をいただきまして大変申しわけございません。浜中町の補助金の額でございますが、厚岸町と同じく6万5,000円でございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

- 菊池委員 厚岸町は、人口の割にいきますと約1万2,000人、浜中町は1万人を切っている、8,000人ですか。人口のあれから追っていったら、5,000円くらい上がってもいいんでないかと思うんですけど、やっぱり取り扱いの人員も多くなるし、それだけいろいろ活動も多くなると見てますが、いかがでしょうか。
- 委員長（音喜多委員） 総務課長。
- 総務課長（豊原課長） この額につきましては、これまでも厚岸地区保護司会の方々とご相談をさせていただきながら一定額を決めさせていただくというような形で今日に至っているところでございます。ここ数年につきましては、保護司会の皆さんのほうから会費の引き上げ等々のご要望についてはいただいていたというふうな事情もございまして、金額的には、補助金の額については予算措置する過程におきまして、前年並みというような形の中で厚岸町としては予算措置をさせていくという基本的な立場の中で取り進めてきているところでございます。なお、保護司会の方々とも十分今後とも協議をさせていただく必要もあろうかなというふうと考えているところでもございまして、そういう点でご理解をいただければなというふう存じます。
- 委員長（音喜多委員） 9番。
- 菊池委員 わかりました。補助の向上に検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。
- 委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。
進みます。
63ページの2目簡易郵便局費。
3目職員厚生費。
4目情報化推進費。
13番。
- 室崎委員 もし、この目で適当でないのであれば、委員長、指示していただきたいんですが、恐らくここじゃないかと思うんでお聞きするんですが、防災行政無線ですが、いいですか、委員長。
- 委員長（音喜多委員） 消防費だそうです。
- 室崎委員 消防費、じゃ、そっちでやります。それじゃ、違う話にします。
総合行政システムっていうのが6,361万3,000円というのが出てますよね。その一番最後のところに、防災資機材譲渡償還金っていうのが出てるんですが、これの内容について説明してください。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

この部分につきましては、債務負担でも出てまいりますけれども、平成20年度におきまして、防災資機材譲渡代金というようなことで、町の総合行政情報システムを一式入れ替えをさせていただきました。今、平成21年度から本格稼働させるべく、入れ替えの作業の真っ最中でございます。譲渡代金が8,820万円ということで、利率0.7%でこの事業を行わせていただいたところです。この譲渡代金8,820万円を4年間でお返しをするということで、平成21年度分の金額として、代金と、それから利子と、合わせまして2,260万4,000円、これを今回計上させていただいているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうしますと、これは前年に決めたものの分割払いのことしから始まった分であると、4回の分割払いで払うんだと。わかりました。それで、この総合行政情報システムっていうのは、俗に市内LANって言っているこの全体のシステムそのもの言うんだというふうに考えればいいんですね。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 委員おっしゃるとおりでございます。市内LANでもって行政総合情報システムということで、私どもの業務を進めるに当たってのさまざまなシステム、これがつながっているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今まで使ってたのは大体何年ぐらい、前のシステム立ち上げてから使いましたでしょうか。

それから、ついでに一緒に聞いておきます。それで、ことしから本格稼働したと、本年度、21年度から本格稼働、そうじゃなくて20年から本格稼働、それについても。それで、大体何年ぐらい耐用年数見て、また何年たったらこういうふうなお金を出して取りかえるんだという、その予測といいますかね、一、二年、それは延びたり縮んだりっていうことはあり得るでしょうけれども、そのあたりについてもご説明いただきたい。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えをさせていただきます。

これまで、現在もまだ使っているところがございますけれども、いわゆる旧システムという形になりますが、これは導入してから既に14年ほど経過をしているということで、

既にですね、メンテナンスしようと思ってもできないような状況に陥りつつありまして、これ以上は無理というところに到ったものですから、去年入れ替えというようにことでさせていただいたわけでございます。私ども、これを入れ替えるに当たりまして、将来のランニングコスト等々を考えまして、安くて効率的なものをというようなことで、庁内でもって選定委員会等々やりながら決めたわけでございますが、その中で、今後10年程度は、この入れ替えた機器を活用してまいりたいと。リース期間等々を考えますと、機械ですから5年程度の耐用年数ということになっておりますけれども、10年程度は使えるだろうというような見込みを立てまして、なおかつ、業者への確認をとりましたら、大丈夫というようなことでございましたので、そういうことで、10年をスパンとして考えているところでございます。

- 委員長（音喜多委員）　ほかございませんか。
なければ、69ページ、5目交通安全防犯費。
2番。

- 堀委員　補助金の欄でちょっと聞きたいんですけれども、まず、交通安全のほうからですね、交通安全運動推進委員会、交通安全協会、安全運転指導者会、これは物なのかどうかちょっと私もわからないんですけれども、それぞれの事務局というものが現在どこにあるのかを教えてください。また、防犯のほうも同じです、厚岸地区防犯協会、そしてその下の防犯協会ですね、厚岸地区暴力追放運動推進協議会、これらの事務局についても教えてくださいと思います。

- 委員長（音喜多委員）　町民課長。

- 町民課長（米内山課長）　お答えいたします。

それぞれの事務局ということで、まず、交通安全運動推進委員会、これは町の自治振興係のほうで持っております。それから、交通安全協会につきましては、警察署、それから安全運転指導者会、これは、指導員の会の中で持っております。それから、厚岸地区防犯協会、これは警察でございます。それと、防犯協会とありますが、厚岸町防犯協会ということで、これは町の自治振興のほうで持っております。それから、厚岸町地区暴力追放運動推進協会、これは商工会が事務局ということでございます。

- 委員長（音喜多委員）　2番。

- 堀委員　それぞれいろいろな目的を持ってですね、この各団体というのがあって、そのうちあれですか、安全運転指導者会、これは、交通安全指導員の人方がつくっている会ということでいいんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員）　町民課長。

●町民課長（米内山課長） この会でございますけれども、交通安全運転指導者会、この中で委嘱といたしますか、されまして、少々お待ちいただけますか、申しわけございません。

申しわけございません。交通安全指導者の中で、全員がということではなくて、その中で一定の人数といたしますか、の中で組織されてございます。この会につきましては、安全指導車というセットカーを持ちまして、そのセットカーを基本に交通安全の指導啓発に当たっている会でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 セットカーというのは、今、自治振興のほうにある車以外にも、厚岸町にはほかにも同じようなセットカーというのが何台かあって、その車を使っている人方の会だということなんでしょうか。最初のほうですね、交通安全指導員というものに対して委員報酬というようなもので支払っている、この人方がつくっている会に補助しているというものじゃないということに理解してよろしいんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 別なものでございます。交通安全指導員につきましては、うちのほうでお願いして、毎月1号、それから春夏秋冬の交通安全期間、これに街頭に立っていただきまして指導、それから、行事あるごとに交通安全指導に立っていただく。この安全運転指導者会のほうにつきましては、今、委員おっしゃったとおり、セットカーが町のセットカーとは別にですね、この会にございます。この車をもってですね、指導啓発に当たっているということにございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 それについてはわかりました。聞きたいことは本来それじゃなくてですね、各それぞれですね、交通安全のほうも三つの会があって、町、警察、指導者の会というものに事務局を持っていると。あと、防犯関係についても、警察、町、商工会のほうにそれぞれあると。例えばこれを一つに、大別すると、やっぱり交通安全という大目標、あと、防犯という大目標というものの中では、大別すると一つにまとめられるんじゃないのかなと。まとめることによって、よりその構成員の人方の連携というものもとりやすくなるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことというのはできないんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 確かにそのようなご意見も実際はございまして、検討も実際行ってきた部分もございます。ただ、ここで申し上げておきたいのは、例えば、同じ防

犯協会、地区と町というふうにあるのは、地区については、厚岸、浜中、それから交通安全協会についても二つあるんですけども、ただ、交通安全運動推進委員会、これにつきましては、町長が会長でありまして、厚岸町全体の事業所、組織、関連機関、これらを総括した中で、町ぐるみで交通安全を推進していこうという会でございますので、あと部分的にそういう、例えば交通安全協会それぞれの目的がございます。その中で、それぞれの目的の中で統合するというのは、急なといいますか、いささか難しい部分が多くあります。ただ、この中でも、こことここは統合できるのではないかという協議の中で、他町村に、先進地といいますか、そういうところを見て回った経過もあるように聞いてございます。ただ、その町においてはその町の実情が違ったということの中で、即、厚岸町でそのような対応ができ得なかったということで、ただ、議論としてはいまだに残ってまして、これに近づけるかどうかということは今後とも研究してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。

11番。

●大野委員 建設課の管理維持係の交通安全施設整備事業のところで250万円上がってますよね。これ、多分白線ラインのひき直しと言ったらいいのか、計上、3年計画でも、その前もずっとやってきてるんですけど、これ、区間って、毎年毎年、ことしはここからここまでやるんだっていうのを決めて、これ、整備事業行ってるんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

交通安全施設整備事業の内容でございますけれども、主に今、質問者がおっしゃいましたとおり、区画線の消えたところを再度また引き直すといったものが主なものでございます。このほかに、急勾配のところの滑りどめの防止策、これは樹脂系の滑りどめ剤を塗ると、そういったこともあわせて中で施工してございます。

そして、毎年やるところは計画によって決まっているのかということでございますけれども、毎年毎年やらなければならないところは、市街地は交通量が多いので、割と毎年やらなきゃならない部分もございます。ただ、地方部のほうにつきましては、毎年やらなくても、ラインはそうそう消えてこない部分が往々でございますので、そうしたところは区域を区切って、1年目やったら3年サイクルとか、そういう形でもって組んでやっております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 ちなみに、町は重点的に毎年やると。ということは、全町見て、ここ薄いなと思ったところをやるっていう解釈でよろしいんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ある程度の今までの実績等を見た中では、毎年ここの部分はやっていかなきゃなんないというのはもうわかっております。そういったところはもう毎年やっていくと。あと、それ以外のところにつきまして、やっぱり現況を調べながら、ここはもう消えてるといふところは、それにあわせてまたふやしてやっていくと、そういった形でとってございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

進みます。

6目行政管理費。

7目文書広報費。

8目財政管理費。

9目会計管理費。

10目企画費。

11目財産管理費。

12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。ございませんか。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

3目町長選挙費。

5目衆議院選挙費。

7目農業委員会選挙費。

8目海区漁業調整委員会委員選挙費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

6項監査委員費、1目監査委員費。ございませんか。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

10番。

●谷口委員 ちょっとお尋ねしますが、旧奔渡保育所の改修実施設計委託料220万円、そして、改修補修工事として4,950万円が計上されているんですけど、この間から説明していただいて、まだまだ私自身、完全に、こういうことをやるんだというものが見えないんですけど、あの保育所全体を、この計画に基づいて、あったか何だかったかな、何かそういうメニューでやってましたけど、そういう事業に持っていくのか、全部がその制度に、そういうものに切りかえていくのか、それとも、あの施設の一部分をその事業に持っていくのか、ともに暮らす町づくり事業ということで、新年度のある意味、一つの、小さいけれども目玉事業の一つでもあるというふうに思うんですけど、具体的にどの辺をどういうふうにしようというものが、今計画しているものであれば説明をお願いしたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） お答え申し上げます。

旧奔渡保育所の改修につきましては、一般質問の中でもお答えを申し上げておりますが、市町村が独自に提案する内容によりまして採択される補助金3,000万円を使いまして、全体を改修しようとするものでございます。その中身につきましては、駐車場の改修、それから、一部壁のクロス張りかえ等々ございますが、その利用方法につきましては、四つの視点で考えてございます。

一つ目につきましては、高齢者が集える憩いのサロンの展開、これにつきましては、地域自治会の管理下のもとで、高齢者などが日中通所し、生活上の支援や昔ながらの遊びとか会話、お茶会、食事会などを開催するなど、自由なサロンの場の展開を図ると。それと同時に、次の二つ目からの、支える入居する事業にも関連しますが、子供と母親、また障害者の方々とのさまざまな交流が常時行われる、町が進める介護予防健康づくり等々の連携等の場の提供も可能となるような、そんなサロンの場を今の時点では構想的には考えていると。

二つ目につきましては、子育て支援センターの機能を移転し、子育て支援の強化を図ると。実は、子育て支援センターは、現在、厚岸町の厚岸保育所内に保育室を利用して実施されておりますが、近年の子育ての事情、複雑な、いろいろなさまざまな事情により子育てへの支援の重要性が増す中、その利用の増加が進んでございまして、昨年の19年度の利用実績数が、既にもう、昨年12月の段階で、20年12月の段階で大きくオーバーするという、利用が進んでいるという状況の中で、さらには、その中に絵本の読み聞かせやボランティア活動などなど、活発な支援を受けながら、大変利用が高くなってきている中で、施設がかなり狭くなっていると。同時に、子育て支援センターとして来られたお子さんや家族を含めた自由な遊び場として、保育所のホールを使用するということになりますと、保育所とのいろいろな行事とバッティングするという中では、もっともっと多彩な活動ができる場所への移転が必要だろうということで、子育て支援センターの機能を一部移転させたいと。

三つ目には、今現在でございます、厚岸町が支援します障害者地域活動支援センターの活動の場として、事務所等々、手狭な場所での今の活動の支援のあり方を、さまざまな形で検討、協議をさせていただいてきている中で、もっと広い場所がほしいと、あればいいといった要望が寄せられてございまして、福祉課としても、障害者の社会参加の支援相談の充実や、障害者が自分に合った創作活動、趣味活動を自由に発揮できる場を提供する場が欲しいということと、今現在地域活動支援センターを利用されていない方で、家庭内での閉鎖的な環境から、地域社会へ踏み出すための支援をすることがますます進められて必要とされている今この時代に、そういった窓口になる社会参加での接点の場を構築する必要があるということで、その一部を、奔渡、旧奔渡保育所の場を利用した活動の場にしていただきたいと。

四つ目には、やはり今までございました地域自治会活動の要望というものを踏まえまして、地域自治会においても自由な活動が可能になるような、今現在、例えば大きな会議、あるいは、聞いたところによりますと、誕生会等々の会合が行われているようでござ

ございますが、それが若竹地区の集会所をお借りするという事情もあるということで、せっかく立地の条件のいい場所にある立派な施設ですから、何とかこれをともに使わせていただきたいという要望も受けながら、地域自治会の活動の活性化も図られるような、そういった四つの大きな活動の拠点となるような会館といいますか、福祉施設というものを目指そうと、施設整備を行うことで、それぞれの団体が持っております特性を生かしながら、高齢者と子育て、家族が、そしてまた障害者と地域住民の方々が集い、ともに支え合う自由な交流の場として共生型のコミュニティー空間をつくるといった考え方のもと、旧奔渡保育所の、まだ耐用年数が40年ほどございます、それをうまく利用する中で、地域の活動の場となるような仕組みづくりを今の段階では構造として持っている段階でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 一般質問からずっとこれが議論になっておりますから、余り深い話をするわけにはいかないと思います。ただ、あの施設が有効利用されることは、議会も含めて、今まで何回も議論されてきている内容だと思うんですね。それで、今お話を聞いておりますと、お年寄りの生きがい対策だとか子育て支援センターの機能をさらに、ここに移設することによって充実発展していくということだとか、それから、障害者の地域支援、活動支援センターを、ここを拠点にして活動を進めていこう、さらには、自治会の活動等をここに移していくということによって、さまざまな人たちがお互いに交流し合える、そういう場にしていこうということですよ。そういうことで、非常に理想は高いと思うんですよ。ただ、そういうふうになって、そういう理想をきちっと掲げて進めていくには、さまざまな障害等も今後出てこないとも限らないお互いの分野だと思うんですね。ですから、そういうことに関しては、やはり十分考えたものにしていかなければならないと思うんですね。

それで、今考えているのは、高齢者の方々にはどのあたりを使っていただく、あるいは、子育て支援センターとしてはどの部分を使っていただく、それから、障害者の地域活動支援にはどこを使っていただく、自治会にはどうやって利用していただくという構想みたいなのは、設計に入る以前の構想は大体どういうふうになってますか。あの2階建ての施設ですよ。その辺ちょっと、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ご質問者おっしゃいますように、四つの機能を持たせるということですから、大変大きなものになる、ならざるを得ないということは考えております。この補助金ですが、もともとは介護の関係の補助金を利用し、それに沿った中で、地域と高齢者と子供、そして障害者が、地域でつくるという目的を持った提案型事業ということへの採択でございますので、四つが四つ全部必要かということも言えないんですけれども、できればこういった構想で持っていければということで、これを運営するに当

たりましては、町が主体となるというよりは、運営委員会的なものをつくってですね、どういうふうな運営の仕方がいいのかという、そこでは定期的に運営のあり方の問題点や改善点も話し合われる中で、取り組みがスムーズに行われるような形で進められるべきものとして、既に自治会の役員の方々、それから、障害者団体の地域活動支援センターのほうとも、大まかな、大筋での話し合いはついておりまして、お互いに支援し合いながら進める方向で協力いただけるという内容で、今現在構想を持ってございます。

今、構想としてはどういう使用のあり方を考えているのかということでございます。1階の部分には、今、事務所と保育室、それから大きなホールがございまして。ホールをメインにして、ホールを相互に、団体さんが大きな行事をやる時にメインに使うということで、ホールを中心としたこの四つの組織がお互いに支え合うと。1階の事務室、入ってすぐのところには、高齢者が集える集いのサロン、これはあくまで今、仮称ということになります。入ってすぐのところですね、そこを畳敷きにして、お茶を飲めるようなですね、それから、漬け物を食べられるような場所、お話ができる、常時行ったり来たりできる場所、そのまた隣には、今、保育室がありますが、これはホールの間ですが、そこに子育て支援センターの機能を移転させる、それと、その奥にはトイレ等がございまして、そこは、今、子供用のトイレになっていますので、それを大人用のトイレにそれぞれ改修する。

それと、2階のほうでは、障害者の自由な作業ができるような場所として、2階に上がったところにすぐに保育室が二つあります。そこを地域活動支援センターあるいは障害者の方で利用していただく。それと、かぎ手になっています側にも保育室が一つあります。そこには、そういう障害者の方々を支援する事務所であったり、相談事ができるような、事務所兼、そこで支援ができるような場所。今現在その奥に和室がございまして、それは、奔渡自治会が役員会等々で使用できるような今の現在の機能をそのまま持たせていく。それと、階段を上がってすぐの角に小さな部屋がございまして。そこでは、子育て支援の、今現在、本来できていない相談業務、あの厚岸保育所の一室の中では、電話すらきちんとした相談内容というのは受けられないような状態ですので、そういう個別の相談を、あの小さな部屋でできるような、子育て支援センターの相談もできるし、それから、障害者の方々の相談もできると、そういった機能を持たせて全体で支え合う。しかも、何か行事をやる時には、ホールでやる時には、自治会の方も障がい者の方も、子育て支援センターも使うと。個別にも使うし一緒に、例えば世代間交流をやるとか、そういった大きな枠組みがつくれればよいなど。そのためには、自治会の方々にもご協力をいただき、入っていただく方にも、それぞれ自分たちの役割と、それからお互いの役割、そういったものを理解し合いながら、協議の場を持たせてですね、そこで進められればいいのかなど。一遍にいいものができるとは思っておりませんが、少しずつ積み上げられて、いいものがつくれればよいと思いますし、この施設を生かすためには、もう、お金と申しますか、この補助金を充てて直すのが厚岸町にとっても負担が少ないと。そのためには、こういった提案型の高齢者、子育てと一緒にいるということが条件なものですから、それも含めて自治会のほうにも障害者団体の方にも理解をいただくという考え方で今構想を進めている段階ですし、さらにまた、予算の、今議会中ですから、終わりましたら、もっと詳しいお話を自治会ともしてまいりますし、障害者団体の方に

もさせていただくと。以前にしたときには、概略でしかしてませんので、図面はでき上がるまでにはまだ相当時間がかかりますが、手書きのものは用意できると思いますので、そういったものを示しながら理解を得たいなど、こんなふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そういう、地域がお互いに密着あるいは助け合い、そういうことで事業を展開するというのはすばらしいことではないのかなというふうに思うんですね。それで、先ほど伺いましたんですけど、結果的にこういう高齢者の方、それから子育て支援にかかわる問題、それから障害者の方々、この辺がある意味はメインかなと、本当のメインで言えばね、この施設の利用の観点からすると。そうすれば、そういう人たちがお互いにおいても不自然でないというか、そういう感じにやっぱり持っていかなきゃならないし、お互いに助け合ったり支え合ったり、さまざまなことをして、お互いがお互いを理解し合えるいい場にこの施設がなっていけないと困ると思うんですね。それで、先ほど課長の説明では、話し合いをして、それで理解をいただいているというようなご説明であったと思うんですけど、この三者、四者が一堂に会した話ってというのは今までやられたことはあるんでしょうか。そして、それらの、もしやられていれば、了解、あるいは、お互いにどうしようというような話には今現在なっているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 各団体等ですね、大まかな打ち合わせっていうものはもう済んではおりました、大筋には、今言った話はもうしてます、どういう利用の仕方にするという形はしておりますし、特に地域で障害者を受け入れるということの理解というのは大変ここは重要だと思うんですね。あの地域に障害者が通ってくる、それをまず理解してもらうための自治会の体制っていいですか、考え方っていうものをきちんと押さえてもらう必要があるなっていうことで、そこはですね、かなり重要なことですので、役員会さんのほうにも念を押すといいですか、かなりその辺はお願いして、高齢者も含めて、障害者も含めて、高齢者も障害者も同じですよと、そういう考え方を持てるような自治会内でのお話し合いを今後していきましようという事前の説明といいですか、それは十分に行ったつもりですし、それから、もう既に議会の場にも予算として上げられましたので、もう既に、今度の役員会、もうちょっと拡大的な役員会を開いていただくということも約束していただいておりますし、それから、障害者団体の方々にも、予算が計上される前の段階でしたので、大まかな構想としてしか申し上げておりませんでしたので、今度は、ある程度、どういった使い分けをするかというものを示しながら、全体が集まってやれるような場所を、最低でも一度はまずもって、その中で運営をどうするかということの形というものはつくっていかないと、そういうことは自治会さんの中でも、それから、障害者団体の方々も一緒に、そういうのは必要だという認識は持っております。使う場所はそれぞれ独自に使いますが、館はみんなで一緒に使う、それは協議をしながら運営をするという、そういう体制づくりが必要ですよと、

それは我々行政が支援しますということで、自治会さん含めて、メインは自治会さんが管理してもらうのが、地元ですから一番いいのかなという考えの中では、ある程度の理解は得られていると、今現在。今後は、全体的なそういった場を設けながら、本決まりといたしますか、内定があって工事が進む前に、ある程度の協議を図っていく場を設けなければならない、そのように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 大体わかりましたけれど、非常に条件の違う団体等がお互いに一つの場所を利用するということになりますよね。それで、特に問題は、普通の状況でない場合が出る場合に、お互いに理解がし合えないとか、そういう場面をどう克服していくのかということが非常に大事になると思うんですよね、こういう施設であればあるほど。ですから、建物がある程度大きいとはいっても、この程度のものですから、そういう面では非常にお互いに気を使うというか、その辺が大事になってくるといふふうに思うんですけれども、そういう施設の中の利用とともに、共用部分の利用についても、やはり慎重を期さなければならないし、あるいは、普通の人理解できることが、なかなか理解できない部分も出てくるときに、それをどう克服するかということも大事になってくるといふことで、管理運営が、何か今、自治会についていうお話でしたけれども、やはり専門的な知識を有した人を中心にした、やっぱりきちんとした検討をした上で管理運営をしていかなければだめではないのかなと。さっき、何か運営委員会みたいのを設置するようなお話がありましたよね。そういうところでやはり、余りにも結論が先に行っちゃうと、どうしてもそこにはまり込んでしまうということで、あと、修正ができなくなって、いろんな困難に陥っては困ると思うんですけれども、その辺ではどういうふうに考えているか、最後にお伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ご心配のとおりでございます。今現在で考えておりますのは、館の開け閉めというものを奔渡自治会のほうにお願いするということではありますが、どう調整を図るかということにつきましては、障害者の団体が入りますものですから、そこに専門支援の機関がありまして、専門支援の機関との連携を図りながら、相談の強化も行おうと考えております、相談というのは障害者の相談ですね。ですから、そういった問題も、その場でどう解決できるのか、だれに連絡し連携を図ればいいのかというものの調整役っていうのは必要だと思います。そういったものも含めて、今後、全体的な会議の中で検討していきたいなと思っております。全く素人がやるのではなくて、その障害者の部分については、釧路にも、我々、専門支援の委託をかけておりますが、そういった方々の支援をいただきながら、専門員の指導のもとに調整を図れるような協議の場もそこには置くと。それと同時に、館の運営については地元の自治会がある程度、開け閉めっていうのが必要になりますので、どうしても、そういったものの調整も図ってもらおうと。そういう、障害者、高齢者への理解の部分については、専門員も入っても

らうということで、ちょっと今検討しているという考え方でおりますけれども、それにしても、協議の場の中でどういったあり方がいいのかということ、行政が決めるのではなくて、使う皆さんで決めてもらうというのが一番いいであろうというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 ここでですね、今10番谷口委員から、旧奔渡保育所の関係で質問あったんですけどね、私は今腹立てて聞いてたんですよ。そうしたらね、今、課長の答弁ですとね、自治会、自治会なんですよ。自治会が中心になって、自治会がどうで、ですね。そして、今ちょっとお聞きしましたら、湖南集会所がどうのこうの、お借りしてとかね、随分やわらかいあれが出てるんですよ。それで、理事者の皆さんはもう時間たってますから、この建設時のことはわからないでしょうけども、議事録を開いてみたらわかるんですけど、これ、お金じゃないんですよ、奔渡と若竹町が入って湖南集会所なんですよ。それは、どういうわけで湖南集会所をお借りするんですか、奔渡自体が。堂々と使ったらいんじゃないですか。

そして、今の福祉の関係ですよ、この集会所を管理している、道かな、町民課かな、これ見てもらったらね、そんなに使っていないですよ、この集会所を。あんなにね、約19年、20年近くですけど、澤田町政が誕生したときにつくってもらったあれなんですけどね、私は立派なつくりだと思ってますよ。それで、どのぐらい年間使ってるか、そんなね、奔渡の自治会がバッティングするからどうのこうのたって、そんな発言ないと思うんですよ。今聞いたら、奔渡自治会が中心になって中心になってって言って、福祉の関係ですから、3,000万円補助が入るからね、あと一千九百何十万円出せばいいから、つくるのはいいんでしょうけどね、何でもかんでもだめだって、この世の中にね、この建物でね、今まだ、これ、5年か10年たったら、またこれ、管理しなきゃならないでしょう、これ。だから、もう、町民も要らないよって言ってる、この施設を。したから、湖南集会所使いましょう。どうしてもだめなら、湖南集会所改良すればいいじゃないですか。今聞いたら、かっかしちゃうんですよ。そして、自治会が自治会が中心になってって言って。今その湖南集会所、どのぐらい利用されているかね、何も私、バッティングしないと思うのですよ。だから、あれも、年寄りがどうの、悪いけど、嫁さんたちと合わないからちょっと散歩するとか何とか、あそこにつくったんですよ。したから、議事録はもう10年間前のやつ、皆さん見てください。それがまたあれですか、奔渡のあそこに行くんですか。そうしたら、湖南集会所、したら、若竹集会所に名前も変えなきゃならないでしょう。そのためにあの湖南集会所ってつくったんですよ。今黙って聞いてたら、もう、むかむかしてきてね、私はその当時一生懸命やったもんですから。してね、お借りするとかさ、湖南集会所をお借りするとかさ、そんな発言にならないでしょうが。あれ、若竹ちょっと、奔渡のために湖南集会所でしょう、名前は。福祉の関係、3,000万円がつくから、それはあるでしょうけれども、何か自治会が中心ですよ。若竹、湖南集会所ね、そういう福祉の関係で使いにくかったら直しなさい、そんなにかかんないでしょう、3,000万円も、いや、これ私わかんないよ、建設屋でないからわかんないけどね、

そんなね、もっとないようなことだめだって。本当さ、むかむかしてこっちは聞いてたんだ、今。谷口議員の今答弁聞いてるとさ、ちょっとそうでないですか。湖南集会所、あれだよ、奔渡の自治会もいいんですよ。私の意見間違ったら、10年か20年前の議事録見てください。私は一生懸命やったんだからね、よくわかってるんだわ、あれ。湖南集会所をお借りしてなんて、お借りでないって、もう。堂々としてください。両方の負担、負担、町のあれですから、これ、集会所ですけど。何か今聞いてるとね、私もかっかかかして、もう本当に腹立つなんだよな、黙って聞いていればな。その福祉の関係はわかるよ。だから、湖南集会所がそういうふうにご利用できないんですかっていうの、それ。そうしたら、奔渡のあれ、壊しちゃおう、もったいないから、お金かけないで。したら、そんなに金かけないで、あれ使えるべさ、湖南集会所。だめだって、あんなの。反対だぞ、おれ。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 随分ご立腹のようでありますけれども、落ちついて聞いてください。旧奔渡保育所と言ってます。あの保育所は、保育所という目的を持って厚生労働省からの補助を受けて建てた保育所です。ところが、子供さんが随分少なくなったということで、厚岸保育所のほうに統合をさせてもらおうと。その空き家になった旧奔渡保育所をですね、実は自由勝手に使えないわけなんです。それが、今の、我々としてはですね、自由勝手に、もう空いたんだから、自治会が使われようがお年寄りに使っていたらこうが、いいだろうということで国に要請をしてまいったんですけれども、社会福祉的な施設でなかったら使ったらだめと、こういう制約があるわけです。したがって、我々が今、福祉課長が説明させていただいたのは、その自治会のすみ分けをしようという目的でやってるわけではなくて、湖南の集会場は若竹町しか使っちゃならんとか、旧奔渡保育所は奔渡町の人しか使っちゃならんとか、そういうことは一切言っておりません。今ある旧奔渡保育所の耐用年数を考えたときに、まだ40年も使えると、それをそのまま、クモの巣を張らしたまま放置しておくことがいかなものかということで、何とか活用をできる方法がないか、そのために有利な財源がないかということで考えておったときに、この3,000万円を限度として使えるというお金があったもんですから、それではそういう施設に改修をして、皆さんが喜んでいただけるような施設にしましょうやということで今回提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 それはね、わからなくないんですよ。だから、この湖南集会所をつくるときにですね、奔渡の自治会もということですね、奔渡から来たものなんです。それでないと、私はもう少し、例えば、今ありますコンブ倉庫のわきだとか、今ちょっとあれが違いますけどね、違いますけど、あの辺に移して云々という話だった、いやいや、そうはいかないんだと。じゃ、あの辺の選挙投票所も消防だったらいいんです、今の消防。けども、消防が大変なので、あの選挙のときに、いろんな事務とぶつかるので、

上につくらせてください、そういうことです。ですから、私たちは、あそこに、すぐわきに組合の本部があるから、そこを使って、また近い将来、今、副町長が説明してくれるように、子供たちがいなくなつて、そういう廃止になった場合には、そこに集会所をつくつたらいいんでないですか。いやいや、向こうから来たものなんですよ。したから、副町長が今言ってくるのわかるんですよ。だから、そういう経緯があるもんだから、20年になったらもう時効なのかなと思つたりね、そういう条件が。だから、そういう議事録何度か見てもらえれば、私が言つてることが間違つてないはずなんですよ。私もう一番先に、皆さんに、非難されながら、たたかれながら、私やつたんですから。だから、よく私わかつてるんですよ。したから今、自治会が自治会がつて言うもんだから、ちくしょう、これはと思つてね。本当に私もね、腹立てたんだ、笑われてもいいけども。20年たつたら、もうこれ、時効なのかなと思つて。大分あれしましたけども、おさまりつつありますけどね、そういうんですよ。したから私ね、今までね、考へてたんです。もしこれ、あそこがね、奔渡の自治会に使うようになったら絶対許さないってね、そうしたらこれで出てきたでしょう。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 決して、すみ分けをきちつとせいと、そういうことではございませんし、当時、消防署の2階まで上がつていただいて、足の悪い方も体の不自由な方も、階段はいずりついて上がつていったという状況などもあつて、どういう位置が適当なのかという議論をいただいてあの場所に決定をいただいたということは私ども承知をしておりますし、当時のことがチャラになつたというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 5番さん、いいですか。

この1目で、ございますか。

14番。

●竹田委員 私は別に、この旧奔渡保育所をです、改修工事しようというこの仕様については別に反対ではないんですけれども、非常に心配な部分、懸念される部分が、実は地元の方からばかりじゃなくてです、あの奔渡の通りを通る方、つまり、床潭の方もいますし、いろいろな、交通の便として、あの道を通るといふことが、迂回路がまずない、あの道一本だけなので、要するに、あの道が混んでいたり、あの道が何らかの形で閉鎖されたときに、迂回がないっていう部分もあるんですけども、桜通り通れば行けるんですけども、そういう交通の重要性というのですかね、そういうのを考へたときに、道路の幅員が非常に狭いということで、奔渡の保育所がまだ使われていたときに、事故等はなかつたというふうには僕は聞いてるんですけども、当時、車のお迎え、見送りの子供のときに、車があそこたくさんとまつたりしてです、非常に危険性があつたといふことは、非常に町民からも懸念をされてた部分です。交通という問題、交通事故という問題。たまたま大きな事故は過去にはなかつたというふうには聞いていますが、し

かし、ひやっと、という部分については相当あったというふうに聞いています。その地域性、道路の幅員とかいう、いわゆる使用するっていう部分での環境ですよ、要は。それがですね、向きなのか不向きなのかという部分を考えてときに、会館の部分に入ってしまったときの使い勝手というのは、専門の人たちが集まっての設計をきちっとしてつくるんだろうからいいんだろうとは思いますが、ただ、その会館に入るまでのですね、動作の計画というものを考えたときに、非常に、例えば福祉という部分で、障害者の団体が来るとか使うとかといったときに、社会福祉センターがあるのになっという、同じ本町にあるのになっというのは、当然皆さんがふっと思ふことだと思ふんですね。

今のところ、その環境調査ということの言葉が適当なのかどうなのかわからないですけども、例えば、今のところ、信号はありませんよね、横断歩道はたしかあるけど、僕の記憶では信号なかったんでないかなと思ふんです。押しボタンの信号です。そういう信号の問題もですね、押しボタン式がいいのかどうなのかってということもあるし、今後、時間よっての使用のときには、やはり押しボタンじゃなくてですね、時間差式の信号に変更するとか、そういった部分の使用に当たっての環境ですよ、そういう部分について心配される部分というのは当然あると思ふんです。そういう部分については、当然考えていると思ふんですけれども、どういうところに重点を置いていかなきゃいけないなっというのを考えているかどうか、ちょっとお聞きします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ご質問にお答えを申し上げます。

恐らく質問者はですね、今の状態のままだと、駐車場が数台しかとめられなくて大変であろうと、そこを、ちょっと言っいいのか悪いのかわかりませんが、組合さんの駐車場なんかを利用してっというような、ちょっと利用してっというようなことで、大変危険だというようにご指摘かなというふうにしたんですが、そういう視点で……。（「乗りおり」の声あり）

乗りおりですね。それでですね、今園庭になっているところがありますが、園庭になっているところっというのは、ちょっと一段高くなっています。60cmぐらいございませけれども、それを切り下げて、園庭を全部駐車場にしようとする。ですから、今、中まで入っいかれませせん。建物の部分までしか入っいかれませせん。台数にして4台、5台ぐらいしかとめられないうんですね。ではなくて、入るほうと出口を区別した中で、園庭全部を駐車場にすると、園庭の中まで入れると。入っ、しかも高齢者もおりますし障害者も利用するわけですから、車いすとかが通れるような、きちんとしたスロープもつけると。そして、自動ドア対応にすると、そういったことでは、環境の整備はかなり図られると。道路に車をとめて、そこで乗りおりして出入りするという環境は改善されると。今までの保育所の利用のされ方よりはちょっと違っということ、今、駐車場の整備を含めて考えています。ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 図面等があれば一番話が見えていたのですけれども、これ、入札前なんで、図面等とかも出せって言ったって、ちょっと非常に難しい部分はよくわかっておりますので、出せっていうことはちょっと難しい部分もあると思うんです。ただ、こういうものってというのは、やっぱり環境部分の問題から入っていかないとならないということなんですよね。事故が起きてしまったときに、せっかくつくったものがっていう話になっちゃうので、その辺は非常に心配をしている町民もおります、そういう話も聞いております。お願いして、せっかく何千万円もかけてつくってもらったのに、例えば1件でも事故があれば、本当に、せっかくつくったものがだめになってしまうような話にならないような計画性を持っているっていうことで理解してよろしいんですよね。

それと、もう一つなんですけれども、福祉団体等が使用になられるっていうことなんですけれども、さっき中川委員に対しての副町長の答弁の中で、社会福祉的に使うということであれば、この支援、補助金はないので、今回こういうものに応援をしていただく資金源として賛同して今回この資金を使うということでもいいんですよね。

それです、本町には、社会福祉センターという大改造、当時1億5,000万円ぐらいの福祉的にエレベーターの設置だとか事務所の増設をしてですね、平成17年か18年ですよ、しましたよね、そういうところの施設があるにもかかわらずっていう、またかいていう、もう一つまたつくるんですかというような話もやっぱり町民に理解を得れるようにですね、そういう関連性のあるものをあっちにもこっちにもと、よく言われることがあるので、その辺の懸念はどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） この旧奔渡保育所の利用のあり方につきましては、一応、もう入居する団体というものは想定の中で利用されます。福祉センターというものはですね、利用の申請をしまして、どなたでも利用できるという環境の中で使われるべき施設でありまして、ちょっとそれとは、全くと違いますか、常時、部屋を割り当てられた団体さんが使うという意味合いではちょっと違うのかなと。福祉センターの役割と、この今行おうとしております社会福祉施設への転換というものは、ちょっと意味合いが違うのかなと私どもは考えておりますし、それから、事故のないようにという最初のお話でしたので、その辺につきましては、駐車場の設計の段階で十分な対応を図っていただけるような形にしたいと思いますし、それから、福祉施設の転換を図るという意味合いはですね、国庫補助金の償還金が出ないという意味合いもありましてですね、通常の使い方としまして、例えば集会所施設に転用ということになりますと、お借りしてました国庫補助金1,600万円程度のものお返ししなければならぬといった事情もありましてですね、あくまでもこういった、今回は目的を異にさせた使い方をするということで、その返還も免除されるという、大変有利なといたしますか、補助金を得ながら、国庫補助金の返還もしなくても済むということの考え方で進めておりまして、ちょっと社会福祉センター等の使い方との区分けが必要かなと、こんなふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 ちょっと違うっていうのは、ちょっとですよ。その辺のちよっというのがどこまでどうなのか、専門的な知識も何もないんで、ちょっと違うんだって言われても、ああ、そうかっていうふうに理解するのはちょっと非常に苦しい部分あるんですけども、福祉の部分で補助を受けて、会館の使用が福祉の目的で使うのであればいいよっていうからそのお金を受けてやるんだっていうのは、すごく理解ができました。それはいいですよ。ただ、その福祉センターの障害者の受け入れと奔渡の保育所の後の障害者の受け入れ、それと障害者の施設の中に入ってからの、障害者としての利用する目的とか、それから使う方法論、例えば、単純に僕はわからないから言うんですけども、福祉センターは、ゲームとか遊びのためにだけあるんだとか、例えば、奔渡の保育所は福祉の人たちが集まって勉強するだけのためにあるんだという、そういう分け方っていうのが、今の説明が適当ではないと思うんですけども、そういう使い勝手の分け方っていうのでちょっと違うんだっていうことを言ってるのか、それ、ちょっとよくわかんないですよ。いずれにしても、そういう目的で補助金を受けるっていうのはいいんですけども、それは意味はよくわかったんです。だから、その使い勝手のちょっと違うっていうのがちょっとわからないっていう。

それとね、仮にですよ、そういう補助金があって、そういう施設を補修改修をして直して、それに対応した運営管理をしていくということもわかりました。ただ、利用度ということ考えたときに、1年に1回でもその福祉の方々が利用があればっていう、その利用頻度っていうことの、補助金を受けた場合のですね、頻度の問題とかっていうことには、どういうふうに制限されているのかということがちょっと心配なんですけども。もしそれが1年に1回でも使っていればいいんだっていうふうになれば、障害者の方の受け入れを頻度に頻度にやらなきゃいけないんだっていう、制限を受けてまで、大変な思いしてまではやる必要ないのかなというふうに理解をするんですよ。その辺はどうなんでしょう。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 答弁にですね、ちょっと不十分な部分がありました。福祉センターっていうのは、利用するときには、利用したいときに利用する目的を持って、その都度利用申請を上げるということになると思います。この場合の今回の施設はですね、もう入居する団体がはっきり決まっています、常時使われています。常時使われていますので、そこに関係者以外の方が来てもいいんですけども、例えば何か違う団体がその場所を利用したいから申請を上げて使うというような場所ではないという意味の違うということですね。常時もう入ってる団体が決まっていると。ホールは、その入る団体が、その行事行事に合わせて、使用目的を持って、そのホールは団体さんが使うということですね。先ほど来申し上げておりますけれども、高齢者の方と子育て支援センターに集まる母親、子供さんが一緒になってホールで何かをすることとか、そういう使い方であって、急にそこに違う団体が利用申請を出して使うというような使われ方ではないですね。常時、団体が入っていると。その団体の中で、一つのもの、一つの館を利用するという意味

合いで違うということで、よろしいでしょうか。福祉センターは自由な目的で、利用料も払いながら申請を出してその都度使うという、そういう意味では違うと。ですから、使われ方も、毎日使われてますので、年に1回、2回、何かに会合に使うとかっていうことではないんですね、団体が常時入っているという使われ方です。そういうことです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「終了です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 2番さん、大分ありますか。

●堀委員 いや。お願いしたいことだけあるんで。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 私もですね、先ほど来おしかりを受けている、中に入っている奔渡自治会員でもあるんで、なかなかちょっと言いづらいところもあるんですけども、実はこの旧奔渡保育所、これがやはり奔渡、昔にはですね、母と子の家というものがあつた時代からですね、奔渡の中心にあつて、そしてやはりその地域の中にある公共施設として、地域の人方からも大変親しまれてきたところでありましてけれども、残念ながら、少子化の流れの中で閉所することになったと。このときにやはり、その奔渡の自治会の人方が受けた喪失感というのですか、それはやはり、例えば地域において学校が閉校になる、それと同じくらいの喪失感というのが奔渡の自治会の中にはあつたろうというように思います。その閉所になった建物だけが、まるで残骸のように残ってしまったところをですね、やはり私も毎日通るわけなんですけれども、何らかの有効な活用というものが図れないかということで、常日ごろ考えていたところなんです。そういった中で、今回行政側のほうからこのようにですね、提案があつて、自治会のほうにもそういう話があつたという話を聞いたときには、私もその自治会員でありますので、大変いいことだなというように思いました。そういった中で、やはりその奔渡の自治会といたしましても、承知のとおり、奔渡自治会には大変お年寄りの方々もたくさんいます。そういう人方が気軽に集えるというか、余り言ってしまうと、それも湖南集会所で使えとかというような話になるのかもしれませんが、やはり奔渡の中心地にある、昔から母と子の家なりで親しまれた地にそういう施設があるということになれば、やはり奔渡のお年寄りの方々初め、自治会の人方にとってもやはり一つのよりどころとして活用できるのではないのかなというように私は考えるところであります。

その中で、一つだけお願いとしてですね、これから各団体等が、それぞれとは今まで個別の協議というものもあつて、今、全体の協議というものは最低でも一回とかという話があつたんですけども、やはりこれは2回3回、本当にできる限り議論なりというものを尽くしていただいた中で、よりよい運営をしていただけるように図っていただきたいなど、そういった中で、この運営協議会とかというそういう組織というものを、で

できるだけ早い時期に立ち上げた中で万全な体制づくりに励んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私も全く思いは同感でございます。あの地にちょうど、奔渡の中間地点にあって、立派な施設でありました。まだまだ使える鉄筋コンクリートのつくりでですね、地域の方々が高齢化の中で集い、ともにお話をできる場所という意味合いでは、大変今後重要になる場所になると思っております。1回程度はというお話をさせていただいたんですが、それは、どういう使い分けをするかという段階においては最低でも一回ということで申し上げておりますが、何か問題が出るたびにですね、きちんとした、やっぱり定期的な話し合いといいますか、打ち合わせの場所というのが必要であろうと思いますので、そういったきちんとした定例の場所というのには必要ではないかなと。そういったものも含めて、今後、地域の皆さん、入居される方、団体の方たちの意見を参考に、どれだけの回数がいいのか含めて協議していきたいと思っておりますし、ぜひ応援していただきたいなど、このように思います。

●委員長（音喜多委員） ほかにこの目でございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、きょうはこの程度にして、あすから2目に入りたいと思いますけど、いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） それでは、本日の会議はこの程度にとどめ、あす、審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

午後5時11分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年3月12日

平成21年度各会計予算審査特別委員会

委員長